

令和2年9月清須市議会定例会会議録

令和2年8月31日、令和2年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市 民 環 境 部 長	栗 本 和 宜
健 康 福 祉 部 長	河 口 直 彦
建 設 部 長	永 湊 貴 徳
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	後 藤 邦 夫
総 務 部 次 長 兼 防 災 行 政 課 長	丹 羽 久 登
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	岩 田 喜 一
市 民 環 境 部 次 長 兼 産 業 課 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	加 藤 久 喜
総 務 部 参 事	山 下 雅 也
建 設 部 参 事	大 橋 秀 一
建 設 部 参 事	兼 松 俊 彦
人 事 秘 書 課 長	舟 橋 監 司
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	三 輪 好 邦
市 民 課 長	伊 藤 嘉 規
保 険 年 金 課 長	篠 田 敬 幸
生 活 環 境 課 長	島 津 行 康
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	北 神 聖 久
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	葛 山 悟
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 鋭 治
社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	飯 田 英 晴
都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	榎	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	辻		清	岳
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課係長	鈴	木	栄	治

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 11名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。議事を始める前に皆様方にお伝えしたいと思いますが、今日は急遽、飛沫防止の亚克力板を質問席と私、議長の前に取り付けさせていただきましたので、発言される方はマスクを取っていただいで結構ですので、質問席のほうもマスクを取っていただいで結構ですので、今までどおりやっただいで結構だと思います。

それから、質問席のところですけども、議会もそうですけども、上着の着用なしで結構ですので、今、上着を来ている方は3名おみえになりました。どうぞ取っただいで結構ですので、また、登壇されるときもなしでやっただいで結構ですので、よろしく願ひいたします。

それでは、令和2年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、8月18日開催の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染予防の観点から、時間につきましてははできるだけ短縮をお願いすることとなっておりますので、ご配慮をお願いいたします。

また、当局の答弁中に時間を超えた場合は、答弁は最後まで行うものとするも、質問する際は、答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る8月20日までに11人の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

最初に、岡山議員の質問を受けます。

岡山議員。

< 11番議員（岡山 克彦君）登壇 >

11番議員（岡山 克彦君）

皆様、おはようございます。議席番号11、清政会、岡山克彦です。議長の許しを得、通告書に従い一般質問させていただきます。

今現在、新型コロナも終息せず、当局において、日々、市民への対応に追われ、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

また、一般質問の答弁に関しても、先ほど議長が言われたとおり、三密を避けるため、簡潔、分かりやすい答弁をお願いします。

私から2点質問させていただきます。

1 市街化調整区域の整備

昨年度、新たな都市計画マスタープランを作成され、様々な施策事業を地域の実情に応じて、日々、市民、事業者、企業、行政の協力により実施し、安心・安全・快適なまちづくりをしていただいております。特に、調整区域について市街化区域編入等を踏まえて検討されますが、最近、田畑が埋められ、運送会社や物流倉庫などが増えてきています。とりわけ春日地区でそういった光景をよく目にしますが、このような開発が今後も増えれば、騒音や振動、交通事故、遊水機能低下による浸水など、我々の生活に少なからず悪い影響が起こることが危惧されます。

一方、農業を営む方々の高齢化が進み、農地の維持管理が難しくなっているとの声もよく聞かれ、2年前には、一部地域の農家の方々から農業振興地域の制限解除の請願が出されたところがあります。今後も、農地の開発がどんどん進んでいくと考えられ、このままでは無秩序な乱開発が起こることも懸念されます。市街化調整区域の土地利用に関して先ほど申し上げた問題点を解決していく必要があると考え、以下について伺います。

①以前、同僚議員から質問がありましたが、民間の開発行為において、市として新たな取組を考えられましたか。

②旧春日町では、開発の際は地元との事前協議を実施していましたが、今後実施する予定はありますか。

2 浸水想定区域の要配慮者利用施設の避難確保計画

今年、清須市水害対応ガイドブックを作成され、気づきマップ・逃げどきマップ・浸水深マッ

プなど細部に対応されていますが、特に、要配慮者施設では今年度も7月に熊本県球磨村にある特養老人ホームが豪雨に襲われ、浸水し、入居者14名が死亡する事態も発生しています。水害が想定される区域にある福祉施設や学校など、「要配慮者利用施設」に義務付けられている避難確保計画は、浸水想定区域にある高齢者や障害者らの施設が施設ごとに避難先や避難経路、訓練の時期などを定めており、2017年度の水防改正法で義務付けられて、2021年度までに作成を求められています。

国土交通省が7月8日に公表した取組状況によると、県内には、対象が4千338施設あり、このうち作成済みは2千626施設、作成率は61%で、全国平均45%を上回っているが、約4割が計画を作成できていません。名古屋市については2千242施設中、作成済みは1千416施設で63%、北名古屋市では56施設中、作成済みが19施設、34%です。

そこで、伺います。

- ①本市における対象施設数は。
- ②作成済み対象施設数は。
- ③これまで施設向けに説明会を実施されましたか。また、その回数は。
- ④未作成の施設については、市がいつまでにどのように指導されますか。

以上です。よろしくお願いします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、長谷川都市計画課長、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長の長谷川です。よろしくお願いいたします。

1の①についてお答えいたします。

平成30年度に都市計画マスタープランを改訂し、市街化調整区域内での開発相談が多く寄せられていることから、スプロール化を抑制するため地区別に開発方針を定めました。さらに、今年度6月に土地に関する諸問題について総合的に検討するため、清須市土地利用対策会議を設置いたしました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

清須市土地利用対策会議を設置すると今お聞きしましたが、具体的にはどういうものですか。

議長（成田 義之君）

長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

副市長を委員長にしまして、関係部局の長が対策会議の委員となり、土地利用計画を総合的に審査するものでございます。

なお、対策会議の下部組織として、建設部長を幹事長に、関係する各課の長により調整することで適正な開発方針への都市の誘導を図ってまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

対策会議は市職員のみで構成されているようですが、地区の市政推進委員や学識経験者などは会議に参加しないのでしょうか。

議長（成田 義之君）

長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

基本的には市の職員で構成しておりますが、必要があれば市職員以外の者を幹事会に出席していただきまして、説明または意見を求めることとしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

今年の6月に土地利用対策会議が組織されたとのことですが、これまで会議は何回行いましたか。

議長（成田 義之君）

長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

現在までには開催の案件がないため、まだ会議のほうは実施しておりません。

以上です。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

特に市街化調整区域内は田んぼ等が多く、豪雨に対しての調整池の機能もあります。しかし、開発が進むと田んぼが埋められて調整機能がなくなってしまうことから、開発後に浸水被害が発生しないような対策、これはどうやって講じられていますか。

議長（成田 義之君）

長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

開発の敷地面積が500平米を超える場合、こちらは浸水阻害行為に対する対策として、調整池等を設けるように指導することとしております。

また、将来、市街化編入をする際に、市街化の要件に適合するように開発事業者へお願いをすることとしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

雨水浸透阻害行為で法的に必要とされる容量というのは、現在、田でためることができる容量よりも少ないと、今、私自身感じてます。さっきの雨の状況を考えたときに、法律以上の容量の確保が必要であり、検討する必要があると考えています。その点はどのように対応しますか。

議長（成田 義之君）

長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

大規模な開発行為や将来的に市街化編入を検討している地域での開発につきましては、配水する河川に影響がないように容量を決定する必要があると考えています。

開発に伴う河川協議の中では、原則、現在の湛水容量を考慮の上、現状非悪化とならないように、法律以上の容量確保を要請していきます。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

岡山議員。

1 1 番議員（岡山 克彦君）

ありがとうございます。

では、次に行ってください。

議 長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、長谷川都市計画課長、答弁。

都市計画課長（長谷川 久高君）

続きまして、②の質問についてお答えさせていただきます。

旧春日町においては、事前協議をする際に、地元選出議員、地元総代、農業委員、関係する役場職員と開発事業者などが出席して事業の調整を行っておりました。

現状は、旧春日町と進め方が若干異なりますが、清須市宅地開発等に関する指導要綱により、開発事業者が主体となり、事前に周辺住民を始め地元関係者及び関係機関と調整をした上で、都市計画課のほうへ事前協議を提出していただき、その後、庁舎内の意見調整を進めておりますので、地元と事前協議を実施する予定はございません。

なお、必要に応じて、先ほど答弁いたしました土地利用対策会議において関係者の意見を聞くこととしております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

岡山議員。

1 1 番議員（岡山 克彦君）

分かりました。

開発事業者が行う説明会には、市はなぜ参加しないのですか。

議 長（成田 義之君）

長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

一般的に事前の説明会の段階では計画自体が固まってないことが多く、事業自体の実現性も担保されてない状態で行政が説明会に参加することは望ましくないと考えておりますので、参加予定はございません。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

行政は開発事業者が行う開発には何も関わらないのでしょうか。

議長（成田 義之君）

長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

民間資本による開発の場合、事前説明会等を行った結果、事業の採算が合わないと、即、撤退することも十分考えられることから、ある程度、事業の実現性が担保されれば、必要なタイミングで開発事業者と連携して事業に対する協力をすることは考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

今年度6月に土地利用対策会議の規約も作成し、また10月1日で新たな企業誘致課が創設されます。名古屋市の近郊において清須市の立地条件というのは、住宅・物流に関しても県下ナンバーワンだと私は思います。目先にとらわれず後世にもつなげる安心できるまちづくりを強く要望して、これを終わります。

大きい2番へ行ってください。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

①番についてお答えいたします。

現在のところ、清須市において要配慮者利用施設として地域防災計画に位置づけられている施設は30件でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

今お話しされて位置づけられている要配慮者の施設30件の内訳、よろしく申し上げます。

議長（成田 義之君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

こちらの30件の内訳なんですけども、まず公共施設につきましては、保育園、児童館、幼稚園、いわゆる児童福祉施設、こちらについて17施設、そして新川・西枇杷・春日それぞれの老人福祉センター、いわゆる高齢者施設なんですけども、こちらが3施設。一方、民間施設につきましては、医療施設が3施設、そして特別養護老人ホーム、デイサービスといった高齢者施設が7施設、計30施設でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、丹羽総務部長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

②番についてお答えいたします。

避難確保計画を策定して本市に提出されている施設は、7件でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

7件の内訳をお願いします。

議長（成田 義之君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

7件の内訳なんですけども、民間の医療施設が2施設、そして高齢者施設が5施設となります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

先ほど位置づけられている要配慮施設の30件、この中には小中学校は含んでいないように思いますけど。

議長（成田 義之君）

丹羽次長、答弁いいですか。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

今、議員のご指摘のように、小中学校はこの地域防災計画に位置づけられておりません。

これを位置づけられた背景としましては、10年ぐらい前に地域防災計画に位置づけをさせていただいた中で、議員が説明されました水防法の改正する前につきましては、この要配慮施設の避難計画を策定して提出するというのは努力義務の時代でございました。これが平成29年度6月19日に水防法の一部が改正されて、この行為が義務化されたといったことでございます。本市としましては、その施設としてエントリーしていた背景が、まずもって乳幼児施設を利活用されます幼稚園・保育園、そして高齢者の方々が利活用されます老人福祉施設をエントリーさせていただいた状況でございます。

今後におかれましては、義務化ということでございますので、小中学校もその中に取り入れて段階的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

11番議員（岡山 克彦君）

今、答弁なさいましたけど、それらを含めて、再度、地域防災計画に位置づける要配慮者施設、これは増えていくとして認識してもよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

段階的に拡充していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

岡山議員。

1 1 番議員（岡山 克彦君）

次、行ってください。

議 長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

まず、愛知県におきましては、平成30年に施設管理者向けの説明会は行われましたが、本市では、説明会は実施しておりません。

今後におきましては、本市としましても具体的な頻度は決めておりませんが、段階的に施設種別単位で説明会を実施してまいります。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

岡山議員。

1 1 番議員（岡山 克彦君）

次、行ってください。

議 長（成田 義之君）

最後に、④の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

④についてお答えいたします。

まずもって本市としましても、今年度までに保育園・幼稚園及び老人福祉センターなどの公共施設の管理者、いわゆる施設管理者に対しまして、避難確保計画を作成するよう説明を兼ねて指示してまいります。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

岡山議員。

1 1 番議員（岡山 克彦君）

5月に配布された水害の対応ガイドブックの内容を踏まえまして、10月には、また危機管理課も新設され、施設を利用している要配慮者が適切なタイミングで安全に避難できる実効的な計画の策定ができるように指導していただくことを要望し、質問を終わります。

以上です。

議長（成田 義之君）

以上で、岡山議員の質問を終わります。

次に、浅野議員の質問を受けます。

浅野議員。

< 5番議員（浅野 富典君）登壇 >

5番議員（浅野 富典君）

議席5番、浅野富典でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、次の2点について一般質問いたします。

私も簡単にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、最初に、あしがるバスのフリー乗降制の導入について質問をいたします。

「あしがるバス」は平成18年10月10日に運行を開始し、間もなく15年目を迎えます。この間、ルートとダイヤの改正、春日地区での運行開始、サクラ・ブルールートの新設、バス停留所の新設・見直しなどが行われ、現在、4ルートを4台のバスで運行がなされております。このように地域の実情に応じ見直しを図りながら乗合旅客運送に努められてこられました。私には、市民からルートやバス停留所の新設、バスの増車、フリー乗降制度の導入の要望が寄せられているところでございます。

「あしがるバス」は、地域公共交通計画において「市民の市内移動における利便性を高め誰もが移動しやすいまち清須」を事業の目的とし、基本方針で「地域公共交通を気軽に利用しやすい環境整備を推進し、利用する人の増加を図る」と、このようにされています。また、平成29年2月の「公共交通に関する意識調査」では、「どうすれば『あしがるバス』を今より利用したいと思うか」と、こういう問いに対し、「バス停が近くなったら」と、このような意見が多く出されておりました。

ルートとバス停留所の新設、バスの増車につきましては運行経費に課題があるように思われますが、要望が多いフリー乗降制については、一般的に路線上で乗車時にはバスに手を挙げ合図し、降車時には駐停車禁止場所や停車危険場所を除き、停車位置の100メートル程度手前までに押しボタンや口頭などで運転士に降車場所を告げることで、ちなみに、あしがるバスはサクラルートを除きましてブザーがございませんので、乗車時に運転手に停車場所を伝える必要があると、このように聞いております。私も一度乗ったことはございますが、バスに乗降でき、運行経費の

増額にもならないと、このように思います。

そこで、次の2点についてお尋ねします。

①「あしがるバス」を利用する高齢者、高齢者といいますと65歳以上でございますが、の割合はどのようになっておりますか。

②フリー乗降制は、住居の近くにルートがあれば遠くのバス停留所まで行く必要がなく、安心・安全・気軽に利用できることから、導入を求める要望が高齢者などから寄せられておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目でございます。

2 公共下水道事業の雨水ポンプ場の設置管理について、質問をさせていただきます。

今年の梅雨も九州や中部地方など日本各地で集中豪雨による大きな災害「令和2年7月豪雨」が発生しました。各地の河川では、氾濫や堤防の決壊などにより洪水が発生し、生命や財産に甚大な被害をもたらしましたが、その後の調査で洪水の原因の中に、雨水ポンプ場の電気設備が水没し、排水不能に陥ったことによる内水氾濫が確認をされております。本市を流れる新川・五条川にも雨水ポンプ場が設置され、豪雨に万全を期されておりますが、より水害に強い安全で安心なまちづくりを目指し、現在も雨水ポンプ場の整備や水場川右岸排水管渠整備事業などの雨水対策に取り組まれております。そのような中、今年も大雨が心配な台風シーズンとなりました。

そこで、昨年度、企業会計に切り替えられた公共下水道事業の雨水ポンプ場の設置管理について、次の2点、お尋ねいたします。

①雨水ポンプ場のポンプ停止は、住宅地などが内水氾濫を起こし甚大な被害が出ることから、ポンプは常時適切に管理されていることと思っておりますが、現在、雨水ポンプ場は何か所あり、そのうち停電などに対応できる自家発電設備等を備える施設は何か所ございますか。また、保守点検はどのように行われておりますか。

②本市は、近年急速に農地の宅地化が進み、自然の雨水貯留施設の田が激減していることから、大雨や集中豪雨の際には雨水は一気に雨水ポンプ場に流れるものと思っております。地域防災計画に公共下水道雨水排水ポンプ場は、「氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を実施する」と、このように明記されておりますが、近年のような大雨や集中豪雨に対して、既存の雨水ポンプ場の耐水対策はどのような状況でしょうか。

以上、大きく2点について一般質問をさせていただきます。答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それではまず、①の質問についてお答えをいたします。

あしがるバスの年齢別利用者の統計は取っておりませんが、利用者アンケートなどの統計数値では、5割から6割程度が70歳以上の方であると推測することができます。

以上です。

議 長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

ただいまの答弁、利用者の5割から6割が70歳以上と、こういう答弁をいただきましたが、一般的に高齢者というと65歳以上でございますが、65歳以上の利用者の割合について質問させていただいておりますので、実際の私の質問でいう高齢者の利用割合はさらに高くなるなど、このように思います。

今後、地域公共交通計画や事業に反映させるために、こういう基礎数値が必要かと思っておりますので、今後、機会をとらえてそういう調査も行われたらいいなど、このように思いますが、どうでしょうか。

議 長（成田 義之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

本年11月から12月にかけて、28年度に実施したような意識調査と利用者アンケートを実施する予定をしております、3月までには完了する予定をしております。それを持ちまして、またダイヤ改正等の議論のほうに活かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

分かりました。

②の答弁をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、②についてお答えをいたします。

フリー乗降制は利用者が運行路線上の任意の場所で自由に乗降できる運行方式であり、利用者にとってはバス停留所まで歩く必要がなくなるなどのメリットがあります。その一方で、バス停留所ではない場所で停車する性質上、後続車などの安全の確保が課題となることから、市街地から離れた交通量の少ない地域に適した運行方式と認識しております。

本市の場合、市域内の道路は狭隘で比較的交通量が多く、バスを安全に停車できる場所が限られます。そのため、フリー乗降制の導入にあたっては、道路運送法上、公安委員会との事前調整が必要となりますが、安全性の観点から公安委員会の承諾を得ることは非常に難しく、フリー乗降制の導入は困難であると考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

フリー乗降制のメリット、これにつきましては確認されたと、このように思いますが、反面、後段のほうの答弁では、本市の交通量の多い運行路線上での乗降は公安委員会の承諾を得ることは非常に難しく、導入は困難であると。私から申し上げますと、行動もせずに一方的に駄目だと。最初から、「やったって無理だよな」、こんなような答弁のように聞こえたんです。質問は多くの市民の要望でございますので、せめて調査研究して、場合によっては一遍検討してもいいかなと、こんなような前向きの答弁を本当は私はいただきましたかったんですが、そういうことですので、ここでそういうお答えをいただければ再質問もやめようかなと思ったんですが、そんなわけにいかなくなりましたので、再質問させていただきますと、質問の中でも申し上げましたが、市民の市内移動における利便性を高め、誰もが移動しやすいまち清須が事業目的でございます。基本方針に「地域公共交通を気軽に利用しやすい環境整備を推進して、利用する人の増加を図るには」、こういうことですので、高齢者などの交通弱者の移動の利用、利便を図り、外出の機会、こういうのを創出できるフリー乗降制の導入につきましては、私は目的達成にふさわしい事業だと、こ

のように考えております。

確かに、いろいろ道路の環境の問題がございますので、それもあろうかと思えます。そういうことであれば、事務局として基本方針に沿ったような企画や施策とか妙案はございますでしょうか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

フリー乗降制については、今、述べさせていただいたとおりでございます。利用者の利便性を高めるにあたっては、市の体力にもよるんですけども、例えば、今、満車の状態が続いているルートについて、例えば便数を増やすですとか、ダイヤのルートを見直す、そのような関係は、先ほどお伝えいたしましたアンケートをとった上で、再度、当然検討させていただきます。

デマンドという話もよく出てくるんですけども、そちらも一つの手法として研究していく余地はあるのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

それはひとつよろしく願いいたします。

それから、再質問の2つ目として、これも何となく答えが分かるような質問になってしましますが、フリー乗降制、これは導入は困難であると、こういう答弁でございますが、意識調査の結果、バス停が近くなったら利用したいと、こういう意見が多くあったということでございますので、道路が狭隘で云々という話もありますので、多分、バス停も無理であるという話になろうと思いますが、バス停留所を増設することはどのようにお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

バス停につきましても、現在のルート上でいきますと、これ以上増やすことというのは難しいかなと思っています。現状でもバスの運転手さんがかなりご苦勞をしてルートの時間を守っておるという現状がありますので、これも一度、ダイヤ改正のときに当然のことながら検討はさせて

いただく予定をしております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

そういうことでしょうか。

はい、そうですかとはなかなか言えませんが、私も伺っている以上は、市民の皆さんからお問合せがあったときにお答えしていかないとだめですから、そういうことで伺っておきます。

いろいろ申しあげましたが、そもそもあしがるバス、市民の皆様の足となるわけですから、そもそも狭隘な場所を走っているわけですね。ですから、そもそもはそういう狭隘なところを走っているわけですから、フリー乗降制は一般の道路利用者の方については大変迷惑をおかけすることもあろうかと思いますが、市民の皆様にとっては大変喜ばれる制度でございますので、それは間違いありませんので、それとですね、それによって利用が増えれば事業の費用対効果というのも当然向上してまいります。ぜひとも調査研究をできれば検討されることを要望し、あしがるバスの質問については終わらせていただきます。

大きい2点目をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、2の①の質問に対し、菅野上下水道課長、答弁。

上下水道課長（菅野 淳君）

上下水道課長の菅野です。よろしくお願いいたします。

①についてお答えいたします。

下水道施設の雨水ポンプ場は、新川に6か所、五条川に1か所設置されております。また、万全を期すために、全ての雨水ポンプ場に停電時に対応できる自家発電設備を備えております。

なお、雨水ポンプ場の保守点検につきましては、機械設備や電気設備の法定点検などを委託にて実施しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

あれから20年、東海豪雨のときに本市の雨水ポンプ場で電気設備が水没して、ポンプが機能せず、内水氾濫が起きた。浸水被害が出たことがございますが、今の答弁をお聞きしますと、現在はそのときの教訓が生かされまして、全ての雨水ポンプ場に自家発電設備が備えられ、万全を期されていると、このようにお聞きし、安心をいたしているところでございます。今後も市民の生命と財産、これはぜひとも守らないかんことですので、徹底した管理でお願いしたいと思えます。

②をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、菅野上下水道課長、答弁。

上下水道課長（菅野 淳君）

②についてお答えいたします。

雨水ポンプ場の耐水対策は、東海豪雨の浸水水位を基準に防水扉の設置や電気設備の高台への移設を実施しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

今回の整備計画は、予期せぬ大雨や集中豪雨以外は対応できない雨水ポンプ場はないと、こういってございますが、地球温暖化などによる異常気象により、最近もそうですが、考えられないような集中豪雨が各地で発生し、災害が起きております。そこでお伺いいたしますが、雨水ポンプ場はどのような計画で見直しがされ改修されるものでしょうか。また、浚渫工事、堆積した泥なんかを除く工事ですが、堆積した土砂を撤去することで雨水ポンプ場の能力を向上させる工事と思いますが、浚渫工事はどのようなサイクルで行われておりますでしょうか。

議長（成田 義之君）

菅野上下水道課長。

上下水道課長（菅野 淳君）

雨水ポンプ場の改修計画につきましては、下水道のストックマネジメント計画に基づきまして点検・調査を行い、見直しを行っております。現在、豊田川のポンプ場と堀江ポンプ場の改築更新を行っております、西清洲ポンプ場の事業も進めております。

浚渫工事につきましては、毎年全てのポンプ場で実施しておりまして、ポンプ場の排水能力が低下することがないように努めております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

私、思いますのに、自然界におきましては、風による被害を防ぐことはなかなか難しいことだと、このように思いますが、雨から被害を防ぐには、例えば、河川の堤防補強、先ほどから申し上げております雨水ポンプ場の設置や既存施設の機能向上、それから排水環境整備などの基盤整備を進めることによりまして減災にもつなげることができると、このように考えております。

したがいまして、今後も、より災害に強いまちづくりを目指して、雨水対策など積極的に取り組まれまして、市民の皆さんが安心安全に暮らせるように事業の一層の推進をお願いし、簡単ですが、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、浅野議員の質問を終わります。

次に、富田議員の質問を受けます。

富田議員。

< 3番議員（富田 雄二君）登壇 >

3番議員（富田 雄二君）

議席番号3番、清政会、富田雄二でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私からは、大きく分けて二つでございます。

まず、1点目、ウィズコロナにおける市民協働の在り方についてでございます。

今もまだ新型コロナウイルスの収束が見えない中、「新しい生活様式」が提唱されるなど、影響の長期化が懸念されています。そうした中で注目されている考え方が「ウィズコロナ」の社会であります。この新型コロナウイルスと「共に生きる」ことを前提に、私たちの暮らしそのものを変えていこうというものでございます。感染防止のため、人と人との距離を取る、いわゆる「ソーシャルディスタンス」が呼びかけられていますが、密を避けることによりコミュニティ活

動の低下が懸念され、今後は人と人とのつながりや接し方が大きく変わっていくものと思われま
す。しかしながら、今日の「少子高齢化」、「人口減少」、「地域の疲弊」など、様々な課題を
持った各自治体において、地域の活性化及び市民が主体となるまちづくりの実現は、ウィズコロ
ナにおいても非常に重要であり、市民参加、市民協働の推進は本市にとっても最重要課題のひと
つであります。

本市においては、平成30年4月に「市民協働係」が新設され、令和元年には各地区において
「市民協働テラス」が開催されました。私も二度ほど参加させていただきましたが、和やかな雰
囲気の中、各参加者の市民協働に対する思いや活動状況、課題等について語り合い、情報共有
をしたところでございます。

2年前に、市民協働について一般質問をさせていただきましたが、当時の答弁では、「市民協
働に係る事業について、いろいろな団体等の方々の意見を伺いながら、どういった方向性で行っ
ていくのか検討します」と、そういうような答弁でございました。

そこで、お伺いいたします。

- ①これまでの市民協働の成果と課題
- ②今後の市民協働の進め方及び方向性
- ③ウィズコロナにおける市民協働の新たな取組

次に、大きく分けて2番、高齢者のコロナ対策。

コロナ以前には、地域のサロンやサークル活動に参加されていた高齢者が、不要不急の外出の
自粛や三密を避けながらの暮らしにより、生活環境が大きく変わっております。高齢者にとっ
ては体を動かすだけでなく、人とつながることも健康を維持していく上で大変重要であり、このコ
ロナ禍においてフレイルのリスクが高まっています。また、要支援、要介護の人も感染を恐れ、
介護施設等の利用を控えている人もいます。各自治体においては、リハビリ体操の動画配信、ウ
ォーキングマップの配布、リーフレットの作成等、自治体独自で工夫を凝らした高齢者対策に取
り組んでいます。本市においても、これからのウィズコロナの時代に高齢者の介護予防、健康増
進に対して、どのような対策をされているのか、お伺いいたします。

以上でございます。よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、①についてお答えをさせていただきます。

令和元年度清須市協働テラスを開催したことで、まちづくり主体団体の情報交換、情報発信、新たな仲間づくりの場はできたものと考えております。今後は、清須市協働テラスによってつながったまちづくりの主体団体と行政が連携して、どのように協働事業をつくり出していくことができるか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございました。

私、期待していた答弁と違いますので、②のほうも併せて答弁いただいて、①に併せて再質問させていただきます。

②のほうの回答をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、②についてお答えをします。

清須市協働テラスにおいてできた交流関係を協働事業に結びつけていくには、企画から運営、振り返りなどの基本モデルの構築が必要となるため、市民協働に対して興味を持つ方々に集まっていただき、企画・運営ミーティングを行い、協働事業創出への意識を高めていきたいと考えております。

また、市職員の意識醸成を図るための研修会を引き続き開催するとともに、市民協働事業を意識できる項目、評価方法を取り入れた庁内照会・調査を実施していき、市民協働事業創出につなげていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

市民協働係が新設されまして約2年半が経ちました。これまでの成果とか今後の進め方等、今お話いただいたわけですが、どうも私、具体的な内容が見えてきませんので、細部にわたって一つずつお聞きいたします。

まず、本市の市民協働の定義というものは、市民団体等と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、共通の地域社会の課題を解決するために補完・協力し合う活動というふうになっております。この市民団体等というのは、自治会、NPO、企業、ボランティア団体などを言っているのですが、本市においては自治会活動は総務部防災行政課が所管しております。また、社会福祉協議会の市民活動ボランティアセンターには、現在106の団体が登録され、子どもの見守り、また高齢者支援、また環境美化、防災・防犯活動などで大変大活躍されております。これらの事業と、この企画部市民協働係で所管する事業との基本的な違いというのは何ですかね。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

所管の課は確かに違うと思います。現状、市民協働係と各課における自治会活動、まちづくり活動、防災もさることながら福祉の活動、いろいろあると思います。それを先ほどの答弁の中で、一応、行政の中では庁内照会をかけて、そのような連携が取れるかどうかというリストやヒアリングはしております。今、結びつけることもなかなか難しいものですから、企画運営ミーティングを通じてそのような団体を仲介できるように考えておったところなんですけども、これは昨今のコロナ禍におきまして企画運営ミーティング自体がまだ開けていない状況がある中、また、一からやり直す形にはなるかもしれませんが、もう一度どのように取り持つことができいくのかということを考え直す必要があるというふうには考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

まだはっきり私も理解できません。

これは一つ、ある話なんですけど、私、ある人に出会ってですね、その方が言っていたわけなんですけど、その人は春日小学校の校門を出たところ、これは学校の敷地内だったんですけど、その小さな花に毎日のように水やりをして育てている方がいらっしゃるって、その人とお話しさせ

ていただいたときに、僕は市から補助金をもらったらやらないよと。ボランティアだから自分の好きなときに何の縛りもなくできるというふうにおっしゃってありました。

なるほどなど私は思ったんですけど、一方で、社協のボランティア団体加入者の方ですね、ボランティア活動という形で私たちはやっていると。にもかかわらず、社協主催のいろんな事業に駆り出されて、本来の自分たちのボランティア活動というのがなかなかできないというふうに嘆いている方もございました。

これは補助金をもらっているからそんな弊害が出てくるか、そんな考え方が出てくるのか私も分かりませんが、現在の本市においては、アダプトプログラムというのが市民協働の事業になっております。これも花の種代として補助金をもらってやっているわけですが、これも言ってみれば、社協のボランティア団体が環境美化としてやっていることと何ら変わりのないことではございまして、ボランティア活動と市民協働というのは具体的にどういうふうに区別されているんですか、お伺いしたいです。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

ボランティア活動と市民協働の区別というのは、今のところは僕は一線を画しているというふうには考えていますが、議員おっしゃられるように、見た目はなかなか分かりにくいところがあるやもしれません。

ボランティア活動というのは、基本的にはボランティアの方々が進んでボランティアをやってみえる。市民協働の位置づけというのは、いろんな市民の方々と、いわゆるボランティアとは違うと思うんです。アダプトプログラムも1つそうなんですけども、花の苗は市のほうからお渡しをしています。ただ、それを皆さんで市の中に花をいっぱいつくっていきましょうという活動を市民協働でやっていくというのが流れだというふうに僕は考えております。ですので、本当に申し訳ございません。はっきりした言葉の意味合いというのは、今、申し上げられませんが、やはりボランティアと市民協働の活動というのは、私は一線を画しているというふうには考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

ありがとうございます。

角度を変えてお聞きしますが、以前に私は伺ったことがあるんですけど、本市は行政そのものが市民協働だという考え方であるというふうには伺ったことがあるんですけど、あえて今回は市民協働係を新設された意味というんですかね、必要性というのは何なんですかね。

というのはですね、なぜ私がこんなことをお聞きするかと申しますと、私は個人的に、議員に立候補するときの公約といいますか、また私の政治信条ということで、地域力を高め、住民主催のまちづくりというのをずっと掲げてまいりました。そういう意味で、市民協働係は大変、私は期待しておったわけでございます。本市は他の自治体に比べても、市民協働というくくりで市民協働係が新設されたのもよそよりも遅く、昨年度ようやく協働テラスを立ち上げまして市民活動の拠点づくりという点で私は評価できるとも考えております。しかし、参加したほとんどの方が市民活動をもう既に経験されており、情報交換、新たな仲間づくりというのももちろん必要なことでございますが、せっかく講師まで呼んで企画したのであれば、さらに一歩進んだ取組をそのときの参加者は期待していたんじゃないかなというふうに思いました。

私は、市民のほうによっぽど市民活動に対する意識は高いと思いました。どうも市民協働係を設立したときの必要性というか、重要性が見えてこないんですが、その辺に関してはいかが思われますでしょうか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

まず、市民協働とはということで、清須市の市民協働指針、ここには市民団体などと市がそれぞれの役割と責任を自覚し、共通の地域社会の課題を解決するために補完・協力し合う活動ということですので、市民協働というのは、市民活動と行政が交わるところが一部市民協働の活動であるのではなかろうかというふうに考えております。

また、県の協働のルールブックの中では、「様々な主体が主体的・自発的に共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識し、尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること」と明記がされております。ですので、お互いを尊重しながら共通の目的を持って、問題というか、いろんな活動を達成していくために協力して行っていくことが市民協働であるというような認識は持っておるんですが、現時点でそこまで到達していないというのは我々も認識しているところ

でございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

私もきつい言い方をさせていただいて大変申し訳ございませんが、次長の答弁をいただきまして少し安心もし、理解もいたしました。であるなら、答弁についてはですね、課題については触れられていなかったように思うんですけど、今の市民協働テラス、これは市民団体が自由に交流できるような環境にするために、前はいろんな地区を回って協働テラスを開催されたわけでございますが、本当に1つ固定された活動拠点にするような考えはございませんでしょうか。

例えば、よそでも市民協働センターとかいう形でいろんなことをやっておられるというふうに私も理解しておりますし、いずれにしても、先ほど申し上げたように、定年後には多くの市民の方というのは市民活動には大変興味を持っておられるわけでございます。しかしながら、なかなか参加できる環境というか、そういうのが整っていないというのが現状であり、私は課題だと思っております。こういう打合せとか話し合いとかができ、情報共有もできるような、こういった活動拠点が1つあれば、おのずとそこからリーダーも生まれてくると思いますし、市民活動も活発化されてくると思いますが、その点に関してはいかがでございますでしょうか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

一応、南館1階に、今、市民協働係がおりますので、その隣に市民フォーラムということで会議ができるような、打合せができるような場所を設けさせていただいております。実際はそこを活動拠点としてご利用いただきたいところですが、本来、あそこに掲示板ですとか、チラシが置けるようなもの、配架できるものを置いて情報が自由にできる場として活用をしていただきたいという意味であのフォーラムは設けさせていただきました。

ただし、現状は、昨今のコロナ禍によりまして、あそこのフォーラムも、最初、一時的に止めてしまった。今回は違う作業で使わせていただいておりますという現状がございますが、この作業が終わりましたら、一度あのフォーラムの使い方についても協働係を中心に、企画運営ミーティングに参加を予定しておられた方々とはまだつながっておりますので、その方々と一度協議をして

いきながら、どのように利用していただくことができるか、運営していくことが望ましいかということをやっていきたいと思っておった矢先にこういうような状態になってしまったというところもございますので、どのような形態でやれるか分かりませんが、再度、協働係を中心に考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

今いろいろとお話いただきまして、ある程度納得もいたしましたし、今後期待することですが、方向性というか、進め方に関しても、私、具体的な内容というのは見えてこなかったわけですが、答弁の中で1つ、市職員の市民協働の意識醸成を図るための研修会を引き続き開催するというふうにありました。

市民協働には大きく分けて二つの形態がありまして、その1つである行政提案型の市民協働として答弁の中にも少しありましたが、いま一度、市が実施している、もしくはこれから実施されていこうという事業の中で、市民協働として市民団体に呼びかける事業がないかどうか一度洗い直してはどうかというふうにご提案したいのですが、いかがでしょうか。

そして、例えば、各課に洗い出しをしていただいて、例えば、各課に一人ずつでも市民協働係員というような、そういったような人を担当させまして、市民協働係の役割としては、そういった市民団体と事業を進めるにあたって、いろんな部署との関わりが出てくると思います。そういった役所の縦割り行政の弊害というのですかね、そういうのを解消するために市民協働係が間に入って市民団体等と協働事業をつくり出していくと、そういうような進め方もあると思いますけど、いかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

今、議員がおっしゃることは、先ほども少し述べさせていただきましたが、現実には2年前から庁内照会ですとか調査を全課対象に実施をしております。その中で何とか市民協働としてやれる事業はないかということでやってきました。現実には、いこまいか教室を1つ例に挙げますと、あのような事業がやっていけないかなという議論もありました。今、いこまいか、やろまいかに

については非常にいい事業をやっておられるのでよろしいかと思いますが、その他の事業につきましては、やはり今まではヒアリングをするだけでしたので、いわゆる評価的なものが出てなかったということで、今回、評価項目などを設けたヒアリングをして、事業実施できるかどうかの判断をやっていくヒアリングを新たにしていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

いろいろ考えていただいているということで少し安心いたしました。

協働事業の形態としましては、先ほど行政提案型というふうに申し上げたわけですが、もう1つ、市民提案型という市民協働がございますが、これは市民自らが企画し、提案し、市と協働で事業を行っていくということなんです、これも市の職員が自らも市民の一人として、もちろん我々議員も当然なことがございますが、地域の人たちと積極的にそういったコミュニケーションを取りまして、地域の多様化した課題の解決に取り組んでいくことが重要であると思います。

いずれにしても、市民協働係、せっかくだとつくっていただいて、私も何度も現場の係員の方ともお話しさせていただくんですが、本当にはっきりとした方向性が私としては見えてこないもので、職場の優秀な職員さんも何か戸惑っているような気がしてしょうがないんですけど、部長、いかがですか。

議長（成田 義之君）

宮崎部長。

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎です。

今まで課長が答弁しておったように、ボランティアと市民協働の使い方というのは難しいと。今、本当に、この2年半ですけど、いろんな形でまずボランティアの方からいろんな意見を聞きながら、どういった形で進めていけば本当に市の行政のほうに参加していただけるのか、また、市の職員のほうは、先ほどお話ししたように、市民の方と一体でまちづくりをしていくかということ今やっております。

そういった中で、先進の自治体とか、いろんな形で見てみますと、自治の関係とかボランティアの関係からこういった協働の関係がいろんな使い方が複雑で、いろんな形でミックスして、お

金を頂きたいというか、お金をもらったらボランティアじゃないという方もみえますし、ある程度のそういった資材となるものについて助成をしていただきながら、市の団体のほうにいろんな行政の協力をしていきたいというお話がございます。そういったことを今後も、各課をまたがずに皆さんとお話をしながら、よりよい市民協働系の在り方を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

大変力強いお言葉をいただきましてありがとうございます。

それでは、③のほうにお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、③についてお答えをいたします。

新しい生活様式に対応していくため、ウェブ会議やSNSなどを活用した活動の導入を検討していきたいと考えております。

そのために、まず、メリット・デメリットについて、まちづくり主体団体等と実施に向けた協議を行い、新しい活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

今の答弁で、これもですね、これから活動に取り組んでいくということで、市民活動団体とどんな活動をされていくのかこれからだということで、期待しておるわけですが、ウィズコロナにおいてはですね、テレワークやオンライン事業といったリモート社会、いわゆる非接触社会に進んでいくというふうに言われております。これは市民活動、コミュニティ活動のような人との接触で成り立つような活動とは本当に真逆な社会であります。これを機に活動をやめる団体も出てくると思われま

先ほどの答弁でウェブ会議、SNSを活用した活動の導入を検討されていくということですが、私、思うんですけど、もともと多くの市民活動というのは、自分たちの問題意識、また情熱、あるいは興味とか関心からスタートしたものでございます。私はマスクの着用とか感染予防をしっかり遵守しさえすれば、この新型コロナウイルスに負けない市民活動はできると思われれます。

先ほど次長もおっしゃられたんですが、コロナ禍においては、本市の市民協働係は何もできないというふうに聞いております。ただ、ウィズコロナだからこそできるような、必要となってくるような市民協働の事業というのは生まれてくると思うんですね。そういった事業の取組というのは今、考えておられませんか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

これからの新しい生活となるときに、今、議員がおっしゃられたように、本来、市民協働というのは、やはり顔と顔を合わせてやっていく活動が基本だと思います。ただ、今のコロナ禍、新しい生活様式になったときには、そのようなこともなかなかできづらいところがあると思いますので、やはり非接触型で何とか皆さんの活動ができることを検討していく必要性というのは十分あると思ってます。これは市民協働に限った話ではないんですけども、それは随時研究していきながら、先進事例も加味しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

いろいろと掘り下げたお話をいただきましてありがとうございました。

このウィズコロナの時代では地方が本当に注目を浴びるというふうに言われております。社会のオンライン化が進み、テレワーク、在宅勤務が広まれば、何も高い家賃を払って都会にオフィスを構える必要もなく、また、家族にとってもよりよい環境を重視して住むところを選ぶ動きが加速するというふうに言われております。そういう意味では、大都市近郊に位置する本市にとっては本当に大きなチャンスだと私は思っております。

私、昨年、市民協働テラスに参加させていただいたときに、そのときに清須の好きなところと

いうテーマで語り合いました。その中の参加されておった方で、都会でもなく田舎でもなく、ちょうどいいというのが清須だと、そのような意見もございました。まさしくちょうどいいという環境の中に若者が住み続け、また、よそからも移住してくるような魅力ある元気なまちづくり、そして、つながりを大切にするまちづくりを目指して、市民協働テラスが市民活動の拠点となり、市民の皆さんに愛されるような存在になるように願ひまして、この1の質問を終わらせていただきます。

大きく分けて2をお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

最後に、2の質問に対し古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

2の高齢者のコロナ対策支援についてお答えいたします。

本市では、新型コロナウイルス対策といたしまして、一般介護予防事業を自粛していましたが、施設の換気や参加人数の制限、ソーシャルディスタンス、マスクの着用や消毒液の配置、体温測定等を実施し、6月から慎重に事業を再開しました。

各種介護予防事業の再開にあたり具体的な対策としては、保健師が実施状況の確認をするとともに新型コロナウイルスへの感染予防を啓発いたしました。また、住民主体で実施しているいこまいか教室では、教室再開のための留意事項を世話役の方に事前に通知するなど感染防止策を講じ、市が主催の介護予防事業については全て再開しましたが、8月に入り一時休止している地区も3か所ございます。なお、一旦は減少した参加者につきましては、徐々に増え、7月末現在では例年並みとなっております。

介護認定を受けられている方の介護サービス利用についても、新型コロナウイルスの感染が広がり始めた3月頃からサービス利用を控える方もおみえでしたが、6月以降につきましては利用を再開してみえます。

本市におけるウィズコロナの時代の高齢者の介護予防、健康増進対策として愛知医療学院短期大学と協同し、健康を維持するためにできることとして、自宅でできる運動プログラム等をホームページに掲載しました。

また、介護予防事業の参加者には、モチベーションを維持し、自宅でも継続して体操や脳トレーニングが実施できるようパンフレットやテキストを作成し配布しているところでございます。

今後も的確な感染症対策を講じた上で事業を実施していくとともに、外出の自粛が必要になった際、効果的な介護予防が継続して実施できるよう、さらに対策を検討していきます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

富田議員。

3番議員（富田 雄二君）

今、具体的な対策等を説明いただきましてありがとうございます。特に再質問はございません。何か要望させていただきまして終わらせていただきますが、まず、答弁の中に、自宅でできる運動をホームページに掲載したというふうにございました。本市のホームページですけど、私も前からしょっちゅう使っているわけなんですけど、非常に使い勝手が悪く、なかなか求めている情報のところにたどり着けないということがございます。本市は、今年4月にLINE公式アカウントを開設しましたが、行政情報の発信というのはこちらのほうが使いやすいんじゃないかなというふうに思います。子育てアプリのキヨスマもこちらから入れますし、一度検討してみてもいかがでございますでしょうか。

また、私の住んでいる地区でも、いこまいか教室を実施しておるわけでございますが、このところの暑さとかコロナ感染を恐れてか、参加者がかなり少なくなっております。一人暮らしのお年寄りというのは体を動かすことももちろんですが、人と接しないことによって認知機能の低下にもつながりますので、例えば、民生委員さんにご足労いただいて高齢者の方に電話をかけるなりして、少しでもお話しする時間を持つたりとか、できれば戸別訪問をして体調を把握するというのも必要なんじゃないかなというふうに思っております。実際に、自治体によってはやっておられるところもございます。

また、さらに進んでですね、非常に先々のことだと思うんですけど、今のAIの技術を電力データを活用しまして、フレイル検知の実証実験、これは居宅に設置する電気のスマートメーターとかセンサーから得られたデータをAIが解析しまして、フレイル検知が可能かどうか調べるものでございまして、電気の使用料を見ることによって何か異常がないかどうかを把握することでございますが、そういった実験を始めている自治体もございます。こうしたICTを活用した新たな高齢者福祉とか介護予防施策についても今後ご検討をいただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長（成田 義之君）

以上で、富田議員の質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時45分 休憩 ）

（ 時に午前10時55分 再開 ）

議 長（成田 義之君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 12番議員（林 真子君）登壇 >

12番議員（林 真子君）

議席番号12番、林 真子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく2点でございます。

1点目、人と動物、生物の共生する地域づくりの推進について。

昨年6月に「動物愛護管理法」が改正され、本年6月から段階的に施行されています。犬や猫など私たちの身の周りにはいる動物は、人々に癒しを与えてくれるとともに、家族の一員として、時には盲導犬や介助犬などのように生活する上で欠かせないパートナーとして私たちの暮らしの中に溶け込んでいます。

しかし、その一方でむやみに動物を傷付けたり、あるいは殺したりといった虐待が年々増加しています。警察庁によると、動物虐待で検挙された件数は年々増えており、この6年間で約3倍に増加しているそうです。

今回の改正では、例えば動物を殺傷した場合、これまでの2年以下の懲役または200万円以下から懲役5年以下または罰金500万円以下へと引き上げ、虐待や遺棄をした場合は、100万円以下の罰金から1年以下の懲役または100万円以下の罰金へと引き上げられております。また、動物の病気を放置したり、世話をしないで衰弱させるようなネグレクトも虐待となることが明記されました。このほかにも、虐待を発見した獣医師の通報が義務化され、都道府県知事による指導、助言、立入検査等の規制も強化をされました。

「動物愛護法」は6年前にも改正されており、「終生飼養」の努力義務が課され、その後、民

間団体やボランティアの努力もあり飼育放棄などで殺処分された犬や猫は約4分の1にまで減少しています。

一方、地域にあつては、所有者のいない猫（野良猫）によるふん害や鳴き声、また、自宅敷地内への子猫の放置など、相変わらず苦情が寄せられています。犬や猫は自覚的に適切な行動を取ることにはないので、まずは飼い主が適切に管理をし、その動物を地域社会と調和のとれた社会の一員として飼育しなければなりません。また、飼い主のいない猫も地域の住民と密接に関わりながら生きているため、迷惑がられるのではなく、存在が受け入れられるような管理をし、猫が苦手な人も、大好きな人も、特に関心のない人も様々な価値観を持っている人が共に気持ちよく暮らせる地域づくりを進めることが求められているのではないのでしょうか。

動物との共生とともに、自然の中で生きている生物とも共生する「生物多様性」の保全も求められています。本市でも川や水田を中心に様々な生物が生息しており、この自然や環境を守り、生物と共生していく必要があります。

以上の点を踏まえ、本市において市民とともに動物、生物と共生していける地域づくりを進めるための取組について、以下、見解を伺います。

①県が進めている「地域猫活動」について、本市としても地域の方々と一緒に取り組んでいく考えはありませんか。

②猫や犬の去勢、不妊手術に対する助成制度についての見解を伺います。

③「生物多様性」の保全について、市民への啓発や子どもたちの体験学習の現状と課題について伺います。

大きな2番目は、小中学校体育館のエアコン設置についてでございます。

今年も連日猛暑が続き、愛知県では6月から8月までの熱中症による救急搬送者は3千名に近づいています。今現在は超えていると思います。コロナ禍でマスクを着用しながら通学、学習をしている子どもたちの負担は大きく、保護者や教員の方々の心配も尽きないのではないのでしょうか。

こうした中、学校施設でのエアコン設置率は、昨年度調査で、普通教室78.4%（年度末には90%に達する見込み）、特別教室は50.5%とかなり進んできており、子どもたちの夏の学習環境は快適になってきています。しかし、体育館については3.2%と低く、体育館で運動中に熱中症により救急搬送されるという事例も過去に起きています。

また、学校体育館は災害時の避難所として指定されており、特にコロナ禍での避難所は間仕切

りなどでゾーニングされるため、かなりの暑さになると考えられ、要配慮者の方などの健康被害が懸念されます。

以上のような状況を踏まえ、学校体育館のエアコン設置について、今後どのように取り組まれるのか見解をお聞きします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

地域猫活動は、地域にいる所有者のいない猫や餌をやっている人を排除するのではなく、私たち人間と同じ命あるものとしてとらえ、地域の中で猫を適正管理することで地域住民との共生を認め、自分たちのまちの問題として迷惑やトラブルを解決し、環境美化を行っていく活動です。地域住民やボランティアの協力が必要ですので、愛知県内でも名古屋市などが実施を進めており、その成果を注視し、今後、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

次も続けて答弁をよろしくお願ひします。

議 長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②の質問についてお答えをいたします。

現状は飼い主のいる猫・犬の不妊・去勢手術については飼い主の責任において実施していただくとの認識でございます。しかしながら、地域猫活動など、猫や犬を取り巻く社会的環境も変わってきており、これらの変化を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございました。

多分、あまり皆さんも聞き慣れないような活動で、なかなかそういうご答弁しかできないのかたなと思いましたが、今の現状なんですけども、私の元にも、また先般、同僚議員の元にもかなり猫の苦情が来ていると聞いているんですが、市では猫に対する苦情ですね、何件ぐらいで、どのような内容の苦情が来ていて、また、どのように対処されているのかお聞きします。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

今の質問についてお答えいたします。

猫の苦情に関しましては、令和元年度1年間で45件の相談・苦情がございます。

内容としましては、餌やり、ふん尿、その臭いに関する事、繁殖などに関する事がございます。

対応につきましては、動物愛護管理法により、飼い主のいない猫については捕獲や保護ができないため、苦情主に対しては、猫が嫌う臭いの木酢液や飼い方のマナー啓発看板を配付し、自衛による手段で対策をお願いしております。

また、無責任に餌を与える方に対しては、餌を与えることにより繁殖してしまい、飼い主のいないかわいそうな猫が増えてしまうことを説明し、餌やりをやめていただくか、室内で飼っていただくかを依頼しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

本来、市民の方の健康を守る健康推進課のほうでこれだけ対応されているということで、まずは本当にご苦労さまですと申し上げたいと思います。

この45件で今のような対応をされていて、納得されたというか、解決された件数というのはどのぐらいなのでしょう。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

解決した件数に関しては、すみません、統計を今、取っておりませんが、説明にご納得いただける場合もございますが、できる限りご納得いただけるように、苦情者や餌やりをしている方に丁寧に説明して対応を行っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

厳しいことを申し上げますけれども、実は何も解決されてないんです。先ほどの木酢液で自分のエリアに来ないようにするというのは、それは1つの手段ではありますけれども、根本的な解決にはなりません。そのほかにも同僚議員は交通事故というか、猫が増えちゃって車が危なくてしょうがないと、こういう苦情をいただいているという声もありました。こうした問題の解決策として、いろんな地域が悩んで悩んで市民会議のようなものを立ち上げて、結論が地域猫しかないわということになっているのが実は全国でも愛知県でも現状であります。

これはボランティアさんが必要ですので、なかなか難しいというところがあるんですが、1つには、今、餌をやっている地域の人から迷惑がられている方、実はこの方たちを地域猫の中では「餌やりさん」と呼びまして、ボランティアのほうに引き込んでいるんですね。といいますのは、餌をやるという行為は悪いんですけれども、餌をやることによってよそで悪いことをしなくなるということはあるんです。そういう意味では、排除してしまうんじゃなくて、餌やりさんもボランティアに抱え込めるのが地域猫の活動ですので、ぜひ前向きに考えていただいて、本当に困っていらっしゃる方が多いので、私も見るにみかねてます。

猫は春、夏、秋と発情期がありまして、平均2回ぐらいは赤ちゃんを産むそうですので、放っておくと1匹が40匹ぐらいになるそうです。数を減らしていけば苦情も減ってきますので、そういう意味でしっかり活動に取り組んでいただきたいということと、今、地域猫活動はあっちこっちでされていると思うんですけれども、例えば、愛知県の中では何団体ぐらい行われているのか調べられていたら教えてください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

地域猫活動自体の数は把握できていないんですけども、さくらねこ無料不妊手術事業というものを活用してやられている市町村は、4市町村ございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

さくらねこというのは、避妊とか去勢をして雄雌どちらかの耳の先を切って、桜の形をしている猫のことをいうんですけども、さっき費用助成についてもなかなか厳しいお答えだったんですが、実は合併する前の旧町でこの助成をやっていたところがあると聞いたんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

旧町におきましては、西枇杷島町が実施をしておりました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

今、思うと先端的にやっていただいていたのかなと思いますけれども、何度も繰り返しのお話で申し訳ないんですが、この猫の問題を根本的に解決するには、猫が繁殖しないように、増やさないようにするしかないんです。飼っている方が捨てないように、捨てられている猫、または外と中を出入りしている猫もありますが、この猫たちが子どもを産まないように、これは一番の解決なので、それについては、さっき言った餌やりさんのボランティアも、餌をやることについては注意はするにしても、それ以上増えないように絶対お願いしますということをお願いしないとどんどん増えますので、ここを解決しないと私は解決できないと思いますので、財政的ないろいろなことがあると思いますけれども、もう少し前向きにぜひ検討していただきたいと市民の方の切なる願いでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、もう1つ、今のさくらねこの話もあったんですが、獣医師さんに協力いただいて、安

く手術していただくとか、無料でやっていただければ一番助かるんですが、市内の何件かある獣医師さん、犬猫病院の方と一度お話ししていただくことはできませんか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

今まで市内の動物病院とこの件に関してお話をさせていただいたことが私になってからはございませんので、今後、お話しに行きたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ぜひ、お医者さんに協力していただけると、さっきのさくらねこの場合も、この地域で協力のお医者さんが出てくれば、少しずつ野良猫たちの手術もできてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ併せて考えていただきたいと思います。

寺社下課長に最後のお願いというか質問なんですが、今、動物愛護管理法が改正されているんですけども、市民の皆様には何かお知らせとか啓発とかはされていますでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

この法律が変わったことに関しては、広報などでの周知について私が今、把握はできていないんですけども、餌やりなどの問題に関しては広報などで周知を行っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

猫に限らず、犬もそうですけれども、正しい飼い方をもう一度見直すというきっかけになると思いますので、大事な法律の改正ですので、ぜひ、こういう啓発もお伝えしていただきたいなと思います。ぜひ、今後もよろしくお願いします。

では、次、3番のほうをお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、初めに島津生活環境課長、次に長谷川都市計画課長、次に石黒学校教育課長、3名続けてお願いをいたします。

それでは、島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

生活環境課の島津でございます。③の質問についてお答えいたします。

清須市では、公共下水道整備、住宅用地球温暖化防止対策設備設置費補助、河川水質調査、環境美化活動、環境出前講座等を通じて、河川の浄化、地球温暖化防止の面から生物生息生育空間、生物多様性の保全に取り組んでおります。

特に環境出前講座では、毎年3校ずつ、小学校4年生の児童を対象に「地球温暖化防止のために私たちができること」、「ごみの分別により燃焼ガスの抑止、きれいな環境に」をテーマに市民協働で子どもたちと一緒に考える機会を持ち、併せて、ごみの分別体験学習を実施しています。子どもたちに対し、ごみ減量と地球温暖化防止の意識を高め、生物多様性の保全につなげているところでございます。

今後の課題としましては、特定外来生物の駆除が進んでいないこと、環境美化出前講座等で協力いただく方の高齢化が少しずつ進んでいること等が挙げられます。将来の世代のためにも、今の事業を継続することにより、自然と共生する世界の実現に向けて努力してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

次に、長谷川課長。

都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長、長谷川です。

都市計画課所管の事業についてお答えいたします。

庄内川河川敷の利活用を図ることを目的に、清須・あま・大治かわまちづくり協議会を組織し、市、河川管理者及び市民が協働で植生回復活動、環境学習活動などを実施しております。

植生回復活動としましては、かつて庄内川に多く見られた河原ナデシコなどの種を上流域より採取し、種苗業者で育てた苗をみずとぴあ庄内周辺に植栽し、散策の方々に楽しんでいただいたり、学習教材として市内の小学校に苗を配布しております。

また、環境学習活動としましては、新川小学校と西枇杷島小学校の5年生を対象に、実際に川

に入り、庄内川に生息する水生生物の採取・調査、河川の水質検査などを協議会の構成団体であるNPO法人の協力の下、実施したり、毎月第3日曜日開催のみずとぴあ庄内朝市の際に、子どもを対象とした庄内川の自然にちなんだ環境学習を実施しております。

なお、残念ながら、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業は中止、もしくは規模縮小となっております。

課題といたしましては、協議会構成団体の高齢化等による人材不足により活動規模が縮小しているため、事業継続のため人員確保などが挙げられます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

次に、石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課、石黒でございます。

2010年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議が開催されたことを受け、市内各校においてドングリの苗木育てが行われました。この活動は現在も継続され、生物多様性の保全に関心を持つ契機としています。

そのほか市内各校で水辺の学習、校内のビオトープでの生き物観察など、様々な学習を通じた取組を行っています。

また、小学5年生、中学2年生では、野外宿泊学習における事前学習や事後のまとめで生態に関する学習を行っています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

今、課題の中でいろいろ高齢化ですとか、そういう話もありましたので、子どもたちっていうところの啓発が大事だと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

1点、後で石黒課長にお渡ししますが、横浜市が「教えて！あなたが見つけた生き物たち」ということで、1年間かかって子どもたちが市内の、例えば、ツバメの巣、春に見ましたよ、リスを見ました、カブトムシ、こういうふうを書いて、1年たったら先生に渡して、多分、先生の

ほうから環境関係の部署に渡すという、これはお渡ししますので、すごくいいなと思いますので、お願いします。

島津課長のほうに、環境出前講座もしっかりやっていただいているみたいですが、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

議長（成田 義之君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

環境出前講座のご質問でございます。

毎年、市内の3つの小学校で、小学校4年生を対象にごみ減量化等推進委員会の皆さんと一緒に、地球温暖化が現在進んでいます。これが進むとどういうふうになっていく。そして、これを防ぐにはどうしたらいいか。そのために分別じゃなくでごみを減らすのが大事なんだよというようなことをテーマと一緒に学習します。そして、グループに分かれて実際にごみを分別する体験をしてもらいます。ごみを減らすことにより燃焼ガスを抑止し、地球温暖化の防止、生物多様性の保全につながる、こうしたことを伝えております。

子どもたちも自分たちでごみ減量を実際にやってみて、地球温暖化にどのようにつながっているのか理解し、家でもやっという機運が高まっているのではないかなど。また、分別について関心が高まっていくというように感じております。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

聞きたいことがほかにもたくさんあったんですけども、時間もありませんので、また後で詳しく言いたいと思いますけれども、実はごみの問題が生物多様性につながっているということは大事な視点だと思いますので、まだ市内いろんなところでごみが見れますので、こういう立場から、ごみの減量もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、2の質問に対し、石黒学校教育課長、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課長、石黒でございます。

令和元年度文部科学省の公立学校施設の空調設備設置状況調査では、全国の小中学校体育館3万4千429室のうち設置済み数は1千95室で、設置率は3.2%でありました。愛知県では、1千708室のうち設置済み数は10室で、設置率は0.6%でありました。本年度大府市立の4中学校で体育館空調の設置工事が予定されています。名古屋市においても設置に向けた調査・研究が始まりました。本市においても、夏季の児童生徒の体育館利用時の熱中症対策として、また学習活動の環境整備として体育館への空調設備の設置の必要性、また事業規模、財源確保について調査・研究してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

調査・研究というお言葉だったんですけども、ほかのところでは進んでいますので、エアコン設置をぜひお願いしたいと思います。これも細かいことをまだまだお聞きしたいことがあるんですけども、最後に市長の決断も私は仰ぎたいと思いますので、永田市長のご見解をお願いします。

議長（成田 義之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

学校の環境整備につきましては、ご質問にありましたように、去年ほとんどの小中学校で普通教室にエアコンが入りました。恐らく次は体育館だという話が間違いなく出てくるというふうに思います。

ご質問でも今の答弁でも設置率が極端に低いと。愛知県に至ってはコンマ以下ということで、これはいろんな理由があるんだと思います。恐らく財源がトップの理由だと思いますけども、エアコンをつける事業の優先度が今まで低かっただろうというふうに思います。ただ、ここ数年で普通教室も昔だったら何で学校にエアコンが要るんだというあれだったんですけども、今は当たり前の状況になりましたので、体育館もそうなるんだろうというふうに思いまして、たしか2か月ぐらい前だったと思いますけども、学校教育課に調査するように指示をしました。

まだ、中間報告しか聞いてませんので、その結果をしっかりと踏まえて、今後どうしていくか

ということを判断していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（成田 義之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございました。ぜひ、これが実現するようにお願いしたいと思います。

最後に、質問ではないんですけれども、実はコロナ禍の避難所の話もありましたけれども、エアコンがつくまでの間は、例えば、普通教室のエアコンがついているところも避難所として見ていく。使用しちゃいけないとはなっていないと思うんですけれども、なかなかその辺が整理されていないと思いますので、一度話し合っていて、そういうところをお願いしたい。

それから、もう1点は、今、エアコンをつける、冷風機をつける、テレビをつけるとかいろんなことで、避難所が停電状態になったときに自家発電の能力の問題がすごく私は気になっていますので、その辺も調査して鑑みていただきながら、どのようなエアコンがつけれるのか、こうした面についても研究していただきまして、一日も早く体育館にエアコンがついて、安心して子どもたちが利用でき、そして避難できるような体制をつくっていただきますように強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、林議員の質問を終わります。

次に、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 9番議員（飛永 勝次君）登壇 >

9番議員（飛永 勝次君）

議席9番、飛永勝次でございます。

ただいま議長のご許可とご配慮をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく2つでございます。

1 教育のICT（情報通信技術）環境整備の目的について

昨年12月、文部科学省は、「GIGAスクール構想」として、学校ICT環境の抜本的な改

善と、ICTを効果的に活用した、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出しました。特に、子どもたち1人1台のコンピュータ端末と学校の高速大容量の通信ネットワークについては、特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして、当たり前のもので整備していくこととされています。

また、昨年6月には、「学校教育の情報化の推進に関する法律」が成立をし、国や自治体が、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に策定・実施する責務が明確化されています。

本市は、愛知県第2位の出生率と人口増を受け、子どもたちの明るい未来をさらに大きく開くため、次代を捉えた教育のさらなる充実とその実現を目指し、いち早く「GIGAスクール構想」に取り組んでおります。ICTを効果的に活用し、学びの中心が子どもたちへとなくなっていくことにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたちの学びへの興味・関心を高めることや主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）につながるなど、1人1人の理解度や興味・関心に応じた学びを受けられるようになります。先進的な取組に前のめりで挑んでいる姿勢と次代を担う人材を輩出する教育の体制が新たにスタートすることに対し、期待に胸が躍るところであります。

今年度7月には、骨太の方針2020にもこのことが盛り込まれておりますゆえに、これを受けまして、教育のICT活用の目的について伺います。

①今年度スタートしているプログラミング教育と英語教育への活用について

②より一層充実した特別支援教育への活用について

③多忙で長時間労働になっている教員の働き方改革への活用について

④ICT支援員の配置について

⑤情報モラル教育の充実や有害情報対策などへの取組について

⑥次代を開く先進的な教育の中心に「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成のための持続発展教育（ESD）があることの認識は社会で大きく広がっておりますが、子どもたちの視野が世界に向けて大きく広がるICT環境整備を好機と捉え、小学校、中学校に持続発展教育（ESD）を推進していくことについて

続きまして、2 行政のICT環境整備と活用について。

このたびのコロナ禍における対応の遅さや煩雑さが問題視をされ、行政のICT活用のさらな

る推進が必要であるとの提言がなされております。政府が2000年初頭に同様な方針を出していたことから、「失われた20年」とも言われ、その遅れを取り戻すべく早急な変革が必要であり、行政のデジタル化実現へ向かうために「IT基本法」の全面見直しが本年7月に閣議決定された「骨太方針2020」にも盛り込まれています。

この機に行政のICT活用に対しては、加速度的に取り組む必要があると思います。課題と今後の取組について伺います。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、石黒学校教育課長、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課、石黒でございます。

①のご質問に対してご答弁させていただきます。

本年度から必修化されたプログラミング教育では、各教科において指導者用パソコンやパソコン教室を利用してプログラミング的思考力を培うための授業を進めております。また、教科化された外国語科の教科書は、ICT機器を利用することにより授業をより効果的に進められるものとなっています。そのため、今後導入される児童生徒への1人1台のタブレット端末を積極的に活用してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ぜひ、積極的な活用を期待するところでございますが、改めてですけれども、今回の整備にあたってICT環境の整備は手段であり目的ではないと断言されておられるのは萩生田文部科学大臣でございます。はっきり言われております。何のためにどのような活用をするのが最も重要であります。また、オンライン教育の推進についても愛知県立学校は既に実施をされているものであります。小中学校においても、本年7月に閣議決定をされました、今、申し上げました経済財政運営と改革の基本方針2020にこのように書いています。

教育、医療もなんですが、オンライン化について、「高校、大学の遠隔教育について、単位上限ルール等の見直しを検討する。また、義務教育段階の遠隔教育やデジタル教科書・教材の整

備・活用を促進するとともに、デジタル教科書が使用できる授業時数の基準の緩和を検討する」と書かれております。プログラミングも英語も今年度から次の時代を見据えた大事な教育でスタートしておるわけですけれども、この次というか、環境整備されることでこういったオンライン化を含めた教育環境の整備がテーマなんだと、もしくは取り組むんだと骨太方針の中に書かれておりますが、これに関してのご所見をお伺いできますか。

議長（成田 義之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

石黒でございます。

オンライン教育に関しては、まだそこまで踏み込んだものを考えておりませんが、今後、学習支援ソフトにテレビ会議システムなども入っておりますので、そういったものが採用できるのかどうかというところを踏まえて考えてまいりたいと思います。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

分かりました。

次の。

議長（成田 義之君）

次の②の質問に対し、石黒学校教育課長、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

②についてご答弁させていただきます。

特別支援学級においてICT機器を使用した授業は大きな効果が見込まれることから、既に取り入れた授業を行っています。今後も特別支援学級に通級する児童生徒それぞれの障害や特性に合ったICT機器等を活用し、効果を高めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今ご答弁いただいたとおりでございます、実際に事例だけ紹介しておきます。

例えば、目が見えなかったり、歪んで見えたりする子どもは、読み上げ機能や拡大機能のついたタブレット端末や学習用デジタル教科書を使用することで皆と同じように学ぶことができません。また、耳が聞こえにくい子どもは、教師や周りの子どもの発話を音声認識技術を用いて文字に変換することで不自由なく授業に参加ができます。また、近年増加している外国にルーツを持つ子どもたちへのきめ細やかな指導を行うにもこういった技術は必要でございます。多言語翻訳システムを使うことで子どもや保護者との意思疎通もスムーズになります。学校現場の先生の負担も和らぐということにつながってくると思います。必要であります。ぜひ、今、申し上げたような取組を来年度からスタートするものなので、ハード整備も当然進むものですが、進めたいと思います。

1個だけ、特別支援学級への優先配備ということが以前から言われておりますけれども、これは小学校5年生、6年生、中学校1年生、可能な限り優先にとあります。ほかの学年については特別支援学級を優先することでタブレットの配備をなささいという文言がありまして、こういった資料が文科省から出ているはずなんです。こういったご認識についてお伺いします。

議長（成田 義之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

ご指摘のとおり、そういった通知が出ておるのは知っておりますし、今回、動産の購入で議決をいただきますけれども、仕様の中に、中学校3年生、小学校6年生及び特別支援級などに優先して、物が入ればすぐ納入するというような仕様になっておりますので、優先して入れていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

次、③番と④番を一緒にお問い合わせできますか。

議長（成田 義之君）

それでは、③番、④番続けて石黒学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課、石黒でございます。③についてご答弁させていただきます。

既に導入しています統合型校務支援システムを活用し、校務の効率化、負担軽減を図り、結果、教員が児童生徒と向き合うことができる時間を確保し、教育の質的向上につなげていきたいと考えています。

④について答弁させていただきます。

よりよい学習指導のためには、教員のICT活用能力の向上が必要不可欠と考えています。教員のスキルアップのための研修の実施、授業のサポートなどのため、4校に1名のICT支援員が令和3年度から配置できるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

これも6月のときの、私、含めて質問させていただいた中にもご答弁いただいていると思いますが、学校や教師に対する手厚い支援が必要になってきます。支援の主体は教育委員会だけでなく自治体全体として考えていただければなと思っております。

この支援員は4校に1人分の地方財政措置の対応がされていますけれども、現状、この支援員の配置についてだけもう一度改めてどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

議長（成田 義之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

4校に1名、来年度予算計上を予定しているもので、まだ認められておりませんので、具体的にはどこの学校に配置するということは決めておりません。

ただし、今現在よりも手厚く支援員が配置できるように措置ができればなというふうに思っております。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ICT化されることで先生の業務がさらに繁忙化してしまうということも懸念がされますし、またトラブルになった場合、対応を早くとなると、やっぱり専門員のほうがよろしいかと思いま

すので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

続いて、⑤番をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、⑤の質問に対し、石黒学校教育課長、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

⑤について答弁させていただきます。

情報モラルは、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度とされており、児童生徒には情報発信による他者や社会への影響について考える学習やネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考える学習など、多くの点について学習を進める必要があると考えます。こうした取組は学校を挙げて体系的に取り組むことが必要で、従来の授業の中に情報モラルの観点を持った学習活動を繰り返し行う必要があると考えています。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今おっしゃられたとおりのことがしっかり浸透していけばいいなと思っております。

調査をしたところによりますと、子どもたちは学校外では様々な形でICTを活用している実態というのは分かっております。これはOECDという加盟国の平均よりも非常に高い状況であります。ただ、学習にどう使っているか、情報モラルに関してはまだまだ遅れている点があると思います。これはネットリテラシーというインターネットを使いこなす能力なんですけれども、まさに今、課長が言われたことをしっかり取り組んでいただいて、情報を信用し過ぎてしまったり、個人の情報をいつの間にかさらしてしまったり、他人の情報を勝手に使ったり、アプリや無料のソフトを安易にダウンロードしてしまったり、SNSなどのトラブルにならないように、子どもたちにしっかり継続した教育をお願いしたいと思います。これは地域と保護者の方も巻き込んでになると思いますので、しっかりお願いをいたします。

⑥番、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、⑥の質問に対し、石黒学校教育課長、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

⑥について答弁させていただきます。

持続可能な社会の担い手を育てる教育であるE S Dの概念を持ち、特に、総合的な学習の時間において地域に関する学習、生活と環境に関する学習、また文化・歴史に関する学習などについてI C T機器等を活用して授業を行うことにより、その効果を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

今、大変力強いご答弁をいただいたので、ぜひE S Dに関するグローバルアクションプログラムですね、こういう機器を導入するのをまたとないチャンスととらえて取り組んでいただきたいなと思います。

これは我が国が優先的に取り組むべき課題ということで文科省がホームページに書いておりますので、これを読んでおきますけども、「先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を入り口として、環境・経済・社会の統合的な発展について取り組みつつ、開発途上国を含む世界規模の持続可能な開発につながる諸課題を視野に入れた取組を進めていく」、これが我が国における国連の持続可能な開発のための教育の10年の実施計画にしっかり表現がされておりますので、本当にこれを機会に1人端末1台を持つことで世界に視野が広げれるということももちろん教育できるでしょうし、さっきの言語の話でもそうなんですけども、異文化と触れ合うことで異文化の尊重、またそれは強いては人間の命の尊重にもつながっていることですので、これを機に、こういった先進的な取組を出生率の高い、人口が増えている清須市にしっかり取り組んでいただきたいなと思うところですけども、最後にご所見を教育長にいただければと思います。いかがでしょうか。

議 長（成田 義之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

教育長の齊藤です。

今、飛永議員がおっしゃったとおり、子どもたちにとってI C Tを有効に使うことによって、それぞれの資質とか能力を一層育成していく、そういうことに非常に役立つと思うし、グローバル社会の中において、環境問題とか、そういうのが日本だけの狭い範囲でなくて世界的な視野で

いろんなことが見れることができますので、ぜひともそういうことはいろんなこういう機会を頂いただけに進めていきたいなというふうに思っています。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

選んで住んでいただいている清須市、こういった教育の充実をますます期待できるところだと思います。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

最後に、2の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤でございます。

それでは、2番についてお答えをいたします。

本市においては、平成13年に施行されたIT基本法に基づき、これまでに職員数の減少への対応や事務の効率化を図るため、職員1人に1台のパソコンの整備や様々な基幹系、情報系システムの導入をまいりました。

本年5月には、RPAを前倒して導入し、特別定額給付金の申請書をシステムへ入力する作業を自動化したことで、入力作業を正確かつ効率的に行うことができ、早期の給付に活用することができました。そのため、特別定額給付金の作業では身分証明の確認など、人でなければできない業務に職員を注力することができました。

また、本年11月、行政サービスや手続などに関する問合せにAIが自動回答するAI総合案内サービス及び紙文書をスキャナーで読み込み、文字をデジタル化するAI-OCRの運用を愛知県下関係市町と共同にて開始する予定でございます。

しかしながら、AI総合案内サービスにつきましては、Q&Aデータ内に問合せの回答がない場合、自動回答ができないため、Q&Aデータを充実する必要があります。

また、AI-OCRにつきましては、読み取り精度を上げるために様式の見直しを行う必要があります。また、人でなければできない作業もありますので、より効果的な活用を考えていく必要があります。

今後は新型コロナウイルス感染症対策として、人と人の接触機会を減らす観点から、ウェブ

会議を開催することができる環境整備について研究していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今、担当のほうから、現状の取り組んでおることと課題とか、その中でこれはやらないかというウェブ会議の話とか、いろいろなご答弁をいただいたわけですが、今お配りさせていただいた書類がございまして、片面に私の名前が入っているほうは私どもの新聞の中で閣議決定を受けてかなり要約して書かれたものであります。政府のITの新しい戦略でございまして。その裏面に関しましては、さっきの骨太の方針2020のところの新たな日常の実現というテーマのところがありまして、その部分を抜粋して書かせていただきまして、（1）のところデジタル・ガバメントの断行ということで、どんな問題があったか、また、どんなふうに進めていくかということが書いてあります。

例えば、上から2行目ですね。読んでいきますと、「今回の感染症対応において、マイナンバーシステムを始め行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用できる視点で十分に構築されていなかった。また、国・地方自治体を通じて情報システムや業務のプロセスがばらばらで、地域・組織間で横断的にデータが十分活用できないなど、様々な課題が明らかになった」ということであります。

その後、「こうした行政のデジタル化」とありますけれども、デジタル化というのは何でも機械化したりとかデジタル化ということだけではありません。前の大きい1番の新たな日常の構築の云々というところのデジタルニューディールというところの上から3行目に、「社会全体のDX」とありますけれども、このDXについて担当課長のご認識をお聞かせいただけますか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

私もこのDXという言葉は初めて骨太の方針の中で読んだ次第であります。デジタルトランスフォーメーションの略だということだったんですけども、全体的に流通だとかデジタル経済の国際的な寡占化に対する懸念が深まっているということから、このような施策をしていかなきゃいけないというふうにこちらのほうには書いてございました。ただ、実際、今、行政の中でデジタ

ルトランスフォーメーションがどこまで必要であるかという検証というのはまだこれからされていくのではないかというふうな認識でおります。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

これはデジタルトランスフォーメーションの略なんですけれども、この技術を生かして飛躍的に発展した有名な企業として皆さんご存じのところは、アマゾン、日本ではウーバーイーツで有名なウーバー、本国アメリカですと、民間の車を使ってやるのにアプリでGPSを使って連携を取ってタクシーをやるという会社、日本では今、言ったウーバーイーツが有名ですけども、この2つが世界では有名で、ほかにもたくさんあります。また、これにたたくと出てきますけども、日本でもコンパクトな企業が、一番の問題は人手不足だそうです。それを解消するためにこういう事実を応用すると売上げが5倍になったとか、そういったところが既に出てきております。ぜひ、こういったことで、行政でどう生きるのかというお話がありましたけれども、地域の活性化のためにしっかり使っていただきたいなというのがありまして、こういう記事もありますね。

「デジタルトランスフォーメーションは医療や福祉、教育で社会全体に変革を促すものである、医療や福祉、教育など社会全体で、その実現に不可欠なデジタル人材について、実は政府の派遣制度が今年度からスタートする」と、こういう記事がありますけども、こういうのは担当課長、ご存じでした。どんなものか所見を聞かせてください。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

こちらにつきましては、この4月から行われた制度だというふうに私は認識しておりました。中身については、やはり言い方は失礼なんですけど、割と過疎地域を中心として考えている制度なのかなという認識を持っておる次第でございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

おっしゃるとおり、現状は農林水産業の推進というか、農林水産業がどんどん衰退しているので、そこにどうしたらということをやっていると思いますけども、こういったことは行政の業務の推進においても、これから人材の確保が非常に難しくなっていることが1点と、こういった技術を使って人がやるべき仕事にもっと集約をしていくとか、そういった検証ができると思います。ぜひ、もう少し前向きにと思います。

お配りした資料に戻りますが、「デジタル化の遅れや課題等を徹底して検証・分析し」と、「この1年を集中改革期間として改革を強化・加速する」と表現がされた後に、「関係府省庁の政策の実施状況、社会への実装状況を進捗管理をする」とあります。この1年で社会実装までしっかりやってくださいねというところまで言っています。この1年でというのは、どんなふうな感じでとらえていらっしゃるでしょうか。これはかなり忙しくなるのか、様子を見てからやったほうがいいのかとか、どんなふうにとらえていらっしゃるかお聞かせください。

議 長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

まず、骨太の方針の15ページに、「この1年」という書き方がしてありました。中身を読んできますと、期限を設けているものにつきましては、例えば、「2020年度末まで」という書き方がしてあったり、「1年間」という書き方がしてある文章もございました。実はこの1年と書いてある文章がもう1ページありまして、21ページのところなんですけど、その場面を読みますと、「我が国のデジタル化、オンライン化の遅れを取り戻し、新たな日常を定着、加速させるため、この1年で集中的に規制改革に取り組む。このため、規制改革実施計画を着実に推進するとともに、デジタル時代に向けてこれまでの規制制度を総合的に点検する」という文章がありまして、この中で規制改革実施計画と呼ばれるものは、実は骨太の方針の発表された日の令和2年7月17日に閣議決定された計画であるということでございます。ですので、私の解釈でありますけど、この1年というのは、骨太の方針が発表されたこの日から1年ということで解釈するというふうに私は解釈した中で、やはりこれを1年でやっというと思うと、議員おっしゃられるように、かなり忙しくなるのではなかろうかと思えます。

ただ、これは国の方針でありますので、特別、市町村にどの程度のどういう内容がということはまだ分かりかねるところがありますが、1年というのは長いようで短いと思いますので、かな

り忙しくなるのではなかろうかというふうには思っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

そういつて1年を過ごしながら、これはきっと20年が失われていったのだと思います。数年後には社会構造の変革が必ず来ると。経済構造も変わっていくと。そういうのに行政が追随していかないことで民間に変革が進まないということまで危惧をされておりますので、しっかり進めていただければと思います。

また、よく私の同僚の議員も言うておりましたオンライン化とかワンストップ化とか、こういったことにもしっかり貢献できることだと思いますので、一刻も早く進めていただければと思いますけども、そうなると大体セキュリティのこととか話が上ると思います。こういったことに関して今までいろいろ言われてきたと思うんですけども、昨今のテレビを見てますと、コロナのワクチンが出来上がりそうだとということで、皆さん、リスクとベネフィットという言葉が使われて説明をされております。

リスクというのは当然リスク、そのまま危険なことだと思います。ベネフィットというのは享受できる利益ということにとらえていくんですけども、失われた20年の中でセキュリティのこととかいうことが常に言われてきてなかなか進まなかった部分があると思うんですけども、リスクとベネフィットって表裏一体のものであると思います。何かがあるからできないという発想だと、またこの数年間、時間が失われていくんじゃないのかなということは大変心配はするところでございまして、こういった点についてはどんなふうに取り組んでいくべきだと思いますか、担当課長。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

セキュリティというのは行政がやっていく上での情報化では最大の懸念だと思っております。今回のウェブ会議1つ取っても、やはり会議をやるだけでしたら多分普通にインターネットを介してやることは可能だと思います。ただ、現状、愛知県は県全体でセキュリティアクラウドを通してインターネットの閲覧をなささい。いわゆる強靱化をなささいということで、現状、職員が見

ているインターネットは全て仮想空間でつくられておりますので、Y o u T u b eとか、そのようなダイレクトに見ることができません。そういうことも1つ1つクリアしていかないと、ウェブ会議1つも難しくなってしまいます。

ただ、これは難しい難しいといふとなかなか進んでいきませんので、1つずつ解決していきながら、最短で実施ができるようなということは常々考えております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

常にリスクを考えながら進めなきゃいけないということは今までもそうですし、当然、今後もそういうことでありまして、これは言ってみれば、リスクとベネフィットの関係というのは、自転車をこいだら前から風が当たると同じことで、進めば進むほど前から抵抗をかぶると同じことだと思えます。前に進んで発生する風を利用して空を飛んでおるのが飛行機であって、飛行機ってリスクがあると皆さん言いますか。飛行機を飛ばす、こういう発想とか哲学が僕は大事で、今、改めて皆さんが持たなきゃいけないことなんじゃないのかなというふうに思ってます。

その昔といったら変ですけども、多分、平成28年ぐらいだと思んですけども、清須市は地域包括ケアシステムを実現するためにレインボーネットというネットを立ち上げて、医療と介護との連携を目指してスタートしました。いわゆる電子連絡帳というもので、1人の高齢者の方がどんな医療が必要なのか、どんな介護が必要なのか、これは医療、介護は連携して会議をして方針を出さないと、介護業者さんが仕事ができないようになっていました。なので、連携というのは非常に重要視されて出来上がったネットでしたが、これは実は僕、最初、議員をさせてもらった頃のことだったので、こういった会議に出させてもらってましたけど、本当に懐疑的な質問が多かったです。これって大丈夫なの、本当にこんな必要なのと、ただ面倒くさくなるだけじゃないのっていう話がすごくあったんですが、実は2、3年前に運営会社が変わって、2市1町の中での連携にとどまらず、他の医療圏から地域のものとの連携をして、オープンにできる情報はオープンにしていよというシステムが変わっています。このシステムになったことで今回のコロナがあって、実は他地域の某ドクターが介護事業者さんに対して、コロナの対策に関して事細かにインターネットに書いてくださって、清須市の業者さんが非常に心強く思って現場で働けたという事例が僕の耳に入っていますけども、このことは健康部長はご存じでしょうか。

議長（成田 義之君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

健康福祉部長の河川です。

レインボーネットにつきましては、私ども会議のほうに二、三出させていただいております。その構築化って過去のことは別として、私が参加させていただいた中では、このシステムはかなり有益だということで、今、愛知県下かなりの自治体間で共有はしております。ただ、悲しいかな、一番大きい名古屋市が違うシステムで、その中には入り込めないという、そこら辺が問題点だというふうに聞いております。今後かなり伸び代があるということで、災害ですとか要援護者の対策なんかも今後動けたらいいなということで、今、ワーキンググループを中心にそのところの検討に進んでおるというふうに聞いております。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

こういった形で生かせるものであって、以前、大先輩の議員が「便利なものはなくなる。絶対使う」ということを言われた方がおられましたけども、まさにこのレインボーネットに関しては今おっしゃられたとおりの効果があつて、いかんせん、名古屋市さんと連携が取れないということは、職員の方で頑張つて連携を取っていただければと思いますけれども、こういったことにつながってきます。

また、議会においても、運営上でタブレットを導入するしないということでここ2年ぐらいずっと調査が続いておりますけれども、こうやって国が動いている以上は、例えば、これを入れると紙がなくなっちゃうんじゃないかとか、そういうことでなくて、どう生かしていったら後世にいいものを残していけるかというふうに思います。

実は、こういうコラムがあつて、コロナ禍で進むDX、さっきのデジタルトランスフォーメーションがコロナ禍なので進んでいくという話があつて、何で進んだかということが書いてありました。

「世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルスの存在は、DXを推進する重要性を高めています。その理由は、感染予防として非対面と無人化のニーズが急激に増加したことだ」と、こうい

ったものがあります。非対面と無人化、例えば、お取引だとキャッシュレス決済ですね、こういったことになってきます。具体的に言うとかいうことになります。こういったものがどんどん進んでいると。アフターコロナ、ウィズコロナを意識したものとなってくることで、元に戻ることがない可能性も考えられると。だからこそ、デジタルトランスフォーメーションというのは推進が急がなければならないということが言われているわけであります。

さっきウェブ会議の話がありましたけれども、こうした状況にあっても在宅勤務やオンラインの授業、オンライン診療などを可能にしたのは、さっき課長が言われたウェブ会議、このシステムがあっただけであります。同じく、オンライン上でもコミュニケーションが取れる環境にしたのは、チャットを始めとするビジネスコミュニケーションのコミュニケーションツールであったということでございます。こういった先例なりをしっかりと取り込んでいただいてこれからの行政運営に有用になるように、様々な少子・高齢化に伴う課題もあります。人手不足の問題もあります。こういったものを使って解決していくというのは世界的規模の流れでございますので、しっかりと知識を習得していただいて現場に生かしていただければと思います。

ここで最後に市長に、この件に関してのご所見だけいただければと思います。

議 長（成田 義之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

今年の骨太の方針の中心がこのことだと思っております。デジタルトランスフォーメーションという横文字ばかりなんですけども、自分も読むのは大変だったんですけども、個々のデジタル化というのは比較的進んでおるのかなというふうに思っておるんですけども、それが横に行くと全然つながらないと。コロナの関係でも感染された方の数字をファックスで送っておったというようなこともあったそうでした。例えば、うちの市役所のデジタル化については随分進んでおると思いますし、AIの活用も一生懸命やってくれるように指示してありますので、進んでいくと思うんですけども、横のつながりをどうするかということについては、恐らくコンピュータを経営する企業の皆さんも、自分とこの技術は抱え込むもんですから、なかなか横のつながりがうまくいかないということも聞いてます。そこはやっぱり国がしっかりと音頭を取ってやっていくというふうに、ここにも書いてありますけども、課題を徹底して検証して国がやるって書いてありますので、国の指導を見守って、市のほうもしっかりそれについていきたいというふうに思っております。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

市長は今すごい大事なことを言ってくださって、横の連携、これができなくなって、業務に弊害を及ぼすというレポートが既に経済産業省から出ています。2025年だそうです。2025年の崖と言われているようで、今、市長が感じていらっしゃる弊害がどんどん顕在化して立ち行かなくなるという話が出ております。横文字ばかりなので私もあれなんですけど、しっかり勉強して皆さんと一緒に取り組んでいければと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

これで午前の会議を休会とし、午後1時15分より会議を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（ 時に午後 0時01分 休憩 ）

（ 時に午後 1時15分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、白井議員の一般質問を受けます。

白井議員。

< 19番議員（白井 章君）登壇 >

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問は業務委託の評価・検証と今後の在り方についてであります。

本市ではこれまでに行財政運営の効率化や合理化、そして市民サービスの質的向上の観点から、業務の外部委託を積極的に進められてきました。これにより職員数の削減や人件費の抑制につながっているかと思えます。

また、反面、物件費の委託料が年々増大しており、財政硬直化が懸念されるところです。令和

元年度決算では、委託料の総額は37億4千500万円余り、歳出総額に占める構成比は13.9%で、平成22年度から額、比率とも年々増加してきております。

今後、少子高齢化の進展による社会保障関係業務への対応や防災力の強化による市民の安全安心の確保など、事務量は一層増えるものと思います。限られた職員数で効率的に事務を執行するためには適正な業務委託は必要であり、今後も増えていくものと考えます。

業務委託の内容は、市が直接実施するよりも他に委託して実施する方が効率的や安価であるものの、また、特殊の技術、高度の専門的な知識や設備等を必要とする事務、事業、調査、研究を要する場合など、広範囲にわたり全ての部門に関係することです。委託料の金額の大小にかかわらず、その業務委託内容が、所期の目的を達成し、本当に効果が上がっているのかどうか、評価・検証が極めて重要であると考えます。

現在までの業務委託の評価・検証を見直すとともに、新たに委託する場合の基本的な考え方、判断基準、効果確認などを示した包括的な基準の明確化が重要かと思っております。これまでの業務委託状況や今後の委託業務の在り方に関して、以下の点についてお聞きします。

①業務委託に対する基本的な考え方を伺います。

②委託料の決算額（平成22年度から令和元年度）推移についての見解を伺います。

③これまでの評価・検証の在り方について伺います。評価基準等の有無や検証方法等がございます。

④業務委託の評価・検証の見直しのための包括的な基準「業務委託ガイドライン」の策定が必要と思っておりますが、お考えをお聞きします。

⑤今後の課題についてです。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、まず、①についてお答えをいたします。

行財政改革推進プランの重点改革項目に掲げているとおり、民間活力が十分に活用されていない行政分野において市民サービスの充実と効率的な提供を進めるため、その活用可能性と効果を多角的に検証しながら、民間活力の有効活用に取り組むことを基本的な考え方としております。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

次の②をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、②についてお答えをいたします。

民間活力が十分に活用されていない行政分野において、市民サービスの充実と効率的な提供を進めるため、民間活力の有効活用を積極的に進めてまいりました。これにより、職員数が削減され人件費は抑制されましたが、委託料などの増加により、過去の決算額と比べて物件費が増大しております。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

先ほど質問の中でも私お話ししましたけれども、民間活力の有効活用を積極的に進めた結果、職員数の削減、人件費の抑制につながったということと、そのために委託料、物件費が増大してきたというような見解というふうに思っています。

私、皆様のお手元のほうに参考資料を配付させていただいております内容を説明させていただきますが、今回、業務委託の質問をするにあたりまして、委託料、あるいは業務委託がどのようになっているのか、私自身、把握するために、これまでの決算書でありますとか主要成果報告書などを調べまして整理し、まとめたものでございます。A4サイズで見にくいんですが、一番左側と真ん中ほどと右側に記載しておりますけれども、一番左には平成22年度から令和元年度までの委託料と歳出総額に占める委託料の割合の推移グラフです。棒グラフが委託料、そして折れ線グラフが歳出に占める委託料の割合を示しています。

先ほどの質問のところでも申し上げましたけども、額・率ともに、割合ともに右肩上がりで見えてきています。その下には、平成22年度と令和元年度の総額の比較、あるいは割合の比較をしております。それで、その令和元年度の款別の歳出決算額に対する委託料がどのくらいあるのかという割合を調べまして、真ん中で歳出決算額と委託料の比率を表しております。全体では13.9%ですが、それぞれ費目別に見るとこういうような結果になっています。

そして、その右側は、令和元年度の主な業務委託の内容です。款別に抜粋して、これは主要施策成果報告書より抜粋したものを記載しております。これを見ますと、主要施策ごとにどのような内容で、金額はどうかということが、これはほんの一部なんです。

裏にも残りの総務費、民生費、衛生費の一部を記載しておりますけれども、全体で件数を数えますと主要施策成果報告書の委託料、ざっと250件余りあります。それはそうですけど、記載されてない委託料もありますので、例えば、事務的な委託料ですね。事務の委託料等は、それを合わせますとその倍ぐらいにはなるのではないかと思います。それだけ業務委託の必要性があり、積極的に取り組まれた結果、こういうような状況になっているということがご理解いただけるかと思います。

13.9%ということは全体の約14%ですね。これは7分の1ということになります。そうすると、現在、市役所が行いますいろんな仕事がありますが、その仕事の7分の1は業務委託されているということでもあります。それだけ重要であり、必要性が高いということがご理解いただけるかと思います。そんなことで掲載をさせていただきました。

今回、私が質問させてもらいますけど、そういう内容を少しでもお分かりいただけるんではないかなと思っております。

それで、先ほどのご答弁に対する質問ですけども、本市の委託料が多いのかそうでないのか、どのくらいの水準にあるのかというのは、これだけでなかなか分かりませんので、他の自治体、あるいは類似団体と比較してどうかということが、これは調査するのはなかなか難しいことですが、分かる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

今の質問につきましては、まず、全国的な類似団体の調査というのが30年度の記録でございますが、委託料というものではなかったんですけども、物件費という考え方でいきますと、全国

の類似団体が93ほどあります。その中でも、上から18番目にあたる1人あたりのコストがかかってくるという調査があります。その反面、人件費につきましては、93団体中、下から数えたほうが早いというか、上から行くと83番目、これは1人あたりに関するコストが人件費的には非常に少ないというデータが出ておるということでございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

令和元年度の決算での物件費の総額は54億9千700万円余り、それから、委託料は先ほどの37億4千500万円余りということで、物件費の中の委託料というのは、大体7割ぐらいが委託料だと思いますし、委託料以外にも需用費とか使用料及び賃借料などのいろんな費目が含まれていますが、委託料が大体7割、そして需用費は2割ぐらい、ほとんどがそういうことで、物件費の大半は委託料ということ。先ほどご答弁いただきました内容ですね、全国的な大きい93分の上から何番目というようなことということをお答えいただきました。

私自身も市町村の財政状況の比較というのを見ましたけども、愛知県のホームページから見ることはできますけど、やはり本市の物件費は全体的に他の類似団体に比べますと、よいか悪いかは、低いところにあるということで、同じような認識だと思います。

それですね、これまでの実績・推移から見ると今後も増えるというように思いますが、この点の予測はどのようにされますか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

委託料については、言い方は悪いかもしれませんが、高い水準で推移していくのは今のところやむを得ないのかなと思っております。人件費との相対的な比較の中で物件費がふえていくというのは、若干、致し方ないようなところがあるのかなという認識でおります。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

次の③に行ってください。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、③についてお答えをいたします。

夢広場はるひ、これは市立図書館、はるひ美術館などの指定管理者制度の導入、学校給食の配送業務委託、市民課窓口の業務委託など、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上に向けて民間活力の導入を進めてきました。これらの導入にあたっては、市直営で行う場合と委託した場合とのコスト比較を行い、また費用対効果にも留意しながら委託を実施することにより、総体として効率性が拡大するかどうかの評価・検証を行いました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

夢広場はるひ指定管理者制度など主な業務委託を取り上げてお答えいただいたかと思いますが、導入にあたっての判断、費用対効果、評価・検証を行ったというご答弁ですが、特に指定管理者の業務の評価・検証につきましては7月の全協でも報告されておりますので、導入後の実施状況については毎月いろんな確認項目に、あるいは基準に基づいた評価が行われているということで理解をしております。分かりました。

それで、私がお聞きしているのは、業務委託が多くありますが、質問の中でも申し上げましたが、金額の大小にかかわらず全体的にどうかということをお聞きしております。

業務委託が大変多く行われています。この業務委託がいけないということは申し上げておりません。効率化とかサービスの向上ということで努めていただくのは必要なんですけど、それぞれ業務を委託しているわけですね。本来は市が行う仕事を代わってやっていただいている。その委託料を払ってやっていただいている。金額を合わせますと膨大な金額になりますけども、それぞれの所管でこれはやっていただいております。市に代わってやっていただいている仕事、業務の内容が市がお願いしている、あるいは求めている水準になっているかどうか、また本当に委託効果があるのかどうかということを確認する必要があります。ほとんどはできると思いますけれども、やはりそれを確認すること、評価・検証というのは大変重要だと思います。その点、

どのように行っているかをお聞きしております。

市の全体のことでですから、なかなかお答えにくいと思いますが、業務委託をした仕事が適正に行われていることを評価・検証すること、これが必要と思いますが、この点についてどのようにお考えか、それをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

現在の委託契約を行う流れについては変かもしれませんが、まず、契約をやる際には必ず仕様書がございます。業務委託の仕様に基づいて業務委託契約を行う。今度は業務の完了ができたときには、その仕様書の仕様に基づいて業務内容のチェックを行っていきまして、それで合格であれば合格通知をお出しするという流れになっております。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

それは委託前と委託後ということですが、私が言っているのは、委託業務が進められていますね。そのことを評価・検証していかなければいけないのじゃないのでしょうかということをお伺いしました。

もう一度、部長、その点の見解をお伺いします。

議長（成田 義之君）

宮崎部長。

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎です。

今、次長が答弁させていただいたように、普通の業務であれば仕様書に基づいて行っていくという形になっております。再度、予算をつくる段階、次の年度の段階で予算査定の中でその業務自体がきちんと反映されたかということは、その予算の中でいろんなものが足りなかったら追加していく、多ければ減らしていくということで、全体の検証というよりも、業務の中身のそういったことで市民サービスが十分行われているのか、それによってどういった効果があったかということとはきちんと検証しているという形でとらえております。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

委託した業務は大変多くありますよね。金額の大小にかかわらず、そういうことを確かめることが必要ですかと、その点についてもう一度お願いします。

議 長（成田 義之君）

宮崎部長。

企画部長（宮崎 稔君）

金額の中身についてどうやって確かめるかというのは、積算根拠の中で積み上げた中で、それぞれの担当が予算査定の中で確認をしているという状況になっております。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

確認することが必要だということですね。

それですね、今現時点で評価・検証が一言で言いますと十分できているのか、できていると判断されるのか、まだまだ十分でなく課題点があるのか、そして現状の見直しは必要だと思うんですけれども、見直しの必要性についてどのようにお考えですか。3点お聞きします。

議 長（成田 義之君）

宮崎部長。

企画部長（宮崎 稔君）

まず、現状の検証の考え方なんですけど、白井議員が言われるように、市民の方が公表されたということの確認とか、そういった目的に対して業務が達したかということは、当然、今後必要だということに私は思っています。

ただ、いろんな種類の中で、委託業務の中で全部の業務がそれに位置するかということがございます。先ほど白井議員の質問の中にもございましたように、専門的とか提携で行っていくものとか、いろんな形で民間の力を借りながら業務をしていくということが大切だと思っております。そういった中で今後の委託の中身については、予算査定とか、それぞれの立場の中で今後どういったものが必要かということは各課で考えていただきながら積み上げて検証していきたいと考えております。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今いろいろとお話をいただきました。見直しをしていく必要はあるということでよろしいでしょうか。

議 長（成田 義之君）

宮崎部長。

企画部長（宮崎 稔君）

当然、予算の査定の中でそういった検証するとか評価するというよりも、業務自体の効率があるかということとか、行政側のサービスが求められておるかということの検証はしていくべきだと思っております。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

④番へ行ってください。

次に、④の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、④についてお答えをいたします。

毎年度の予算編成課程では、編成方針に基づき、所管課において業務委託の範囲や内容について必要性や費用対効果などの観点から見直しを行っております。

また、業務の内容は委託業務ごとに異なることから、それぞれに基準等を設け、評価・検証を実施することが効果的であると考えます。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

実際に全部門が関係しますので、包括的な基準とか業務委託のガイドラインを策定して進めていくことが望ましいと思うんです。

今ご答弁では、たしか基準等を設けて評価・検証を実施することは効果的といったこと、そういうふうに考えますというふうなご答弁だったと思いますけども、その点について考えますなんですけど、考えるだけなのか、それとも具体的に10月から窓口業務の民間委託が始まります。具体的に今後の取組を考えていかれるのか、検討していくのか、具体的にはどのようなことでしょうか。その点、お聞かせください。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

具体的な内容について今後詰めていく必要があるのではなかろうかと思っています。ただ、今すぐにこういう基準を設けられるということはお答えは多分できないと思いますので、今後、今までやってきた予算査定の内容ですとか、それから、業務委託は仕様書に基づいてチェックしてきたことがどのように効果的であって、実はこの辺のところは足らなかったんじゃないかということはやはり常々考えていく必要があると思います。ただ、今の段階ですぐさまガイドブックを作るですとか、チェック表を作るということは、いわゆる先進事例などを見ながらの研究が必要になってくるのではなかろうかという考えでおります。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ぜひ前向きにいろんな角度からご検討いただきたいと思います。

いろんな仕事をする場合に、私もガイドラインということでお願いをしますが、この基準とか規定というのは大変重要なものだと思います。やはり文章としてはっきり明文化するということは多くの部門で実施されていますので、それぞれの皆さんが共通認識でそういうことを頭に置きながらこの業務委託を進めていただくということが大事かなと思います。

次へお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、⑤の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、⑤についてお答えをいたします。

議員がおっしゃられるとおり、限られた職員数の中で増大する行政需要に対応するためには、民間活力の有効活用は必要であり、そのための費用も増加することが想定されます。このため、委託業務の導入等に当たっては、引き続き、総体として効率性が拡大するかどうか多角的に評価・検証を行うとともに、その業務範囲や内容についても毎年度の予算編成課程において見直しを行うことで、適正な業務委託に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今後も業務委託は増えていくということですので、業務委託の評価・検証をしっかりと行っていただき、適正な業務委託に努めていただきたいと思います。

それで、今後の課題として2点ほど質問させていただきます。

窓口業務の民間委託について行われます。来庁者の窓口案内とか受付業務、住民票の写し等、あるいは証明書の発行業務とやられますけれども、委託内容を監視していくとか、状況を見ていくということが必要だと思うんですが、言葉としてはモニタリングということを行います。状態を監視するということです。導入の開始時の一過性で終わることなく、PDCを回して定期的な評価・検証を行うことが、より基本的な考え方で、お話がありましたけど、サービスの充実につながるものじゃないかなというように思います。そういう点で、ガイドラインの策定も含めまして、モニタリングについてのご見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

まず、今ご質問がありました市民課の窓口業務委託の関係でのモニタリングについては、今のところ、事業者において実施を予定しておるということをお伺いしております。こちらについては事業者が行うことですので、アンケート等を含めてやっていただけるというふうに聞いております。

ただ、その他の委託業務について、今、モニタリングを行おうと思うと、基本的には職員がやることになるのかなと考えられますので、そちらはまだ今すぐできるできないという判断はできかねるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今、窓口業務のモニタリングというのは、事業者云々とか言われましたけど、これは市のほうが行うわけですよ。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

モニタリングについては、事業者が自らモニタリングをやるというふうに私は伺っております。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

いろんな業務は委託しますけども、それらが契約書に基づいて履行されているか、履行状況、あるいはサービスの質が保たれているか、確保されているかどうか、あるいは法令が守られているか、法令遵守、そういうことをチェックシートとしてチェックするのは市が行わなければいけないと思います。指定管理者制度についても、実地検査とか、あるいはヒアリング等をやられますよね。そういうことをやっていく必要があるんじゃないかということをお願いしているんですけども、いかがですか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

まだ、これは始まっておりませんので、どのようにやるかということは、私が聞いている範囲のことだけお答えさせていただきますと、まず、月に1回、委託事業者と定例会議を行った上で、業務の評価、業務実施上の課題、改善案などについての検証を行うと。その後、モニタリングをどのように行っていくかというのは、その段階でまたいろいろ考え方があるのではなかろうかなというふうに考えておりますが、以上です。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

所管の部長、ありましたら。

議長（成田 義之君）

部長。

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長、栗本でございます。

今、企画の次長も答えたと思うんですけど、アンケートについては業者が行うんですが、内容については、うちのほうがチェックさせていただいて、こういうことを聞いたほうがいいよ、こういうことを聞いたほうがいいよというのがありますので、実際、私も生涯学習課におった頃に指定管理の関係でモニタリング等も実施しておりますので、そういったものの経験を生かしまして、今回の窓口業務のほうにもそれを生かして検査のチェックをさせていただきたいと思っておりますので、十分こちらのほうの意見も取り入れさせていただきます。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それから、あと1点ですけど、この業務委託の中をずっと見ますと特に気がつくんですけども、施設の様々な維持管理に関する業務委託は大変多くあります。どういうのがあるかという、施設があるところに清掃業務、空調設備、消防設備の保守点検、警備業務、樹木の剪定管理等々あるんですね。現在はその施設ごとに多分それを担当されている業務委託先が違うかも分かりません。それは分かりませんが、別々にやられているかとも思いますけど、そういうことを見直しをする必要があるのではないかと。施設そのものもどうしていくかということを検討する必要があるかと思いますが、別々に行うのがいいのか、あるいはまとめてグループ的に委託をお願いするのがいいのか、将来的にそこら辺をどうしていくか検討課題ではないかなと思いますが、この点いかがですか。

議長（成田 義之君）

後藤次長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

例えば、1つ例を挙げるなら、清掃業務は施設ごとにやっておると思われま。議員おっしゃ

られるように、全ての施設を1つの事業者等でやったほうが、より効率的ではないかという話だと思います。それは多分、今でも予算査定の中ですか、いろいろ議論はしてきておると思います。今後はそういう事業者が増えてくるのか減ってくるのかは分かりませんが、実際に一括で入札を行ったり事業者選定をしたほうがより効果的であるという結論に達すれば、そのようなことも検討していく必要性というのはあると思います。それについては引き続き調査・研究をしていくということになると思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。ぜひ、ご検討をいただきたいと思います。

最後に、毎回、市長にお聞きいたしておりますけど、今回、私、業務委託の評価・検証と今後の在り方ということで質問させていただきました。質問と私が感じる課題点ということをお話しさせていただきましたけども、今回の内容を聞かれまして市長としてのお考えや思うこと、感想でも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

議長（成田 義之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

市全体として職員を増やさずに仕事をやっていこうと思うと、残念ながら仕事は一向に減りません。毎年毎年増えるだけで、その中で人を増やさずに、要は、できるだけお金をかけずにやっていこうと思うと委託に頼らざるを得ないというのは仕方がないと思いますので、委託にも2種類あって、資格や能力が要るものについてはどうしても委託せないかんものですから、あとは職員ではできるんですけど、職員でやっておったら効率が悪いというのもやっぱり委託に回したほうが、その浮いた分が市民サービスに回せますので、それも私は1つの方法だと思っています。

議員がおっしゃるように、委託した後、評価をせないかんじゃないかという、そういうご質問だと思いますけども、今、次長や部長が答えたとおり、ほとんど入札ですので、中にはプロポーザルがありますが、ほぼほぼ九十何%入札でやってます。毎年毎年、事業が終わった結果ですね、次また同じことがありますので、仕様書をいかんところを見直すとか、そういう作業を担当でやっとするはずですので、そこは私は信用しておりますけども、議員おっしゃるように、ガイドラインが必要じゃないかということもご指摘をいただいておりますので、そういうことがほかの市

町村でもやっておられるようなところがあれば、いいところは参考にしてやっていかないかなというふうに思っておりますので、この委託料というのはたくさん仕事をやろうと思ったらどうしても減ってきませんが、何とか効率的に回せるように努力をしていきたいと思っております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ありがとうございます。以上で終わります。

議 長（成田 義之君）

以上で、白井議員の質問を終わります。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 2番議員（山内 徳彦君）登壇 >

2番議員（山内 徳彦君）

議席番号2番、新世代、山内徳彦です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1 新型コロナウイルス感染症患者に対する誹謗中傷について

現在も新型コロナウイルス感染症患者は、とどまるどころか増加傾向にあります。そして、私たちの住む清須市でも感染者が増加しています。それはとても身近なところにまで迫ってきており、対岸の火事といった感覚ではなく、とても身近な存在となってまいりました。そこで懸念されるのが、感染者を特定しようとする動きと感染者に対する誹謗中傷です。

新型コロナウイルス感染者の自宅に石を投げて人権を侵害する行為や、自宅に中傷ビラをまかれたといった事件も発生しております。また、新型コロナウイルス感染リスクを抱えながら、自分の命と引換えに患者の命と健康を守る医療行為を行っている医療関係者にその矛先が向けられることもあり、それらの行為は決して許されることではありません。

これらは損害賠償責任や刑事処罰が科せられる可能性があるばかりではなく、人権侵害が助長されることで感染を疑われる人が医療機関などへの申告や受診を控えたり、感染経路や濃厚接触者の有無といった調査への協力ができなくなったりすることにもつながり、感染症拡大の防止に

支障を生じさせる結果にもつながりかねません。これらの行為は厳に慎まなければならないということを広く周知していく必要があります。

次に、全国各地にてデマ情報が流されるという問題も増えてきています。ある店舗や飲食店関係者で感染者が出た、民間教室の講師が感染したといった情報は、真実を確認する前にSNSや口コミで拡散されてしまい、被害に遭われた方は風評被害により営業に支障を来し、疲労困憊しています。本市においても、私のところにこういった事例が報告されており、デマの情報拡散に対しても早急な対応が必要となっています。

既に松阪市では松阪署と連携して、SNS上においてデマの監視を続ける一方、デマの拡散を控え、見つけたときは市に連絡するよう呼びかけるそうです。SNSによる誹謗中傷により、ある番組の女性タレントが自ら命を絶ってしまった事件は記憶に新しいところです。また、女性有名人が自身に対する誹謗中傷に対し訴訟準備に入るとされています。

このような流れの中、インターネットに書き込みをした人物を特定するといった動きが盛んになっており、既に十分周知されているとは思いますが、匿名でのインターネット上への書き込みであっても訴訟をおこせば個人を特定できるという事実や、匿名投稿であったとしても、人権に配慮し、常識ある使い方をしなくてはならないといったことを再度伝えていく必要があると考えます。

今後も増え続けると予想される感染者は、大人だけではなく子どもたちへ感染が広がる可能性も否定できません。これにより懸念されるのは、感染または完治した子どもへの誹謗中傷です。これは、いじめに直結することも十分考えられ、看過することはできません。

そこで、新型コロナウイルスの感染者に偏見を持たないようにと、東京都教育委員会は、小中高生向けの教材を作成し、新型コロナウイルス感染症の感染から回復した人や感染リスクと隣り合わせで働く人たちへの差別的な行動を防ぐため、今年6月から都内の学校で使われているそうです。大人を始め子どもたちにも新型コロナウイルス感染症に対し、正しい知識を持たなければ、患者に対する偏見は消えることはなく、問題が解決することはありません。

以上を踏まえ、法務省では、新型コロナウイルス感染症に関連して「不当な差別や偏見をなくしましょう」との指標をつくり、新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者・濃厚接触者・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されないとし、公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょうと投げかけ、人権相談窓口を紹介しています。以上の件に関し、本市においても早急に対策が望まれるところです。

そこで、以下4点ご質問します。

①本市において、新型コロナウイルス感染症感染者から偏見や誹謗中傷といった相談を受けたことはありますか。

②本市内でデマ情報について確認されている事例はありますか。

③本市内の小中学校において、新型コロナウイルス感染症について、いじめや偏見につながらぬよう、授業や教育といったことは実施されていますか。

④感染者や回復者に対する誹謗中傷や、企業に対する風評被害等に対する本市の取組があればお聞かせください。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。①の質問についてお答えをいたします。

1月末から8月19日までの間に新型コロナウイルス関連の相談、問合せは226件ございました。それらの相談内容の中に感染者や濃厚接触者、回復者からの偏見や誹謗中傷を受けたといった相談はございませんでした。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

相談はなかったということだったんですけれども、今後このまま行けば感染者が増える。それにつれ相談も増えてくると思います。そのときにはぜひそれらの相談に対応できるよう対策のご用意をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②の質問についてお答えをいたします。

いろいろなうわさ話などは耳にすることはございますが、それらの情報が真実かどうかの確認

について、現状、本市が持っている公式情報では真偽の区別ができません。また、①で答弁させていただいた新型コロナウイルス関連の相談、問合せの中に具体的なデマ情報に伴う苦情や相談などはございませんでした。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

現在、情報はないということだったんですけれども、今、デマに関する情報というか、そういうようなものを収集するシステムというか受皿というのは、今、市のほうでお持ちになっているのでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

現在そのような情報は、コロナウイルスの一般的な相談と併せて健康推進課でお受けをしています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

健康推進課が窓口になっているようですけれども、健康推進課以外の課では、課に情報で寄せられているということもないのでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

8月19日現在ですが、ほかの課でもデマ情報などは聞いていないということでした。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

既に健康推進課のほうでそういう報告を受ける体制があるということだったんですけども、このデマ情報に関しては報告を受けるというだけでなく、例えば、SNS上での誹謗中傷を監視するだとか、もっと積極的に自分から情報を取りにいかねばならないと思います。

三重県教育委員会では、5月の中旬から新型コロナの感染者らの中傷するインターネット上の書き込みなどについて、専門業者に委託してパトロールしているそうです。公立市営小中学校や県立学校の校名が書かれた中傷などの書き込みがあれば、県教委が各校に連絡して対応を依頼しており、これまでに感染者が出た学校に近くて怖いといったような書き込みが確認され、県教委は早期に学校などと連携し、児童生徒を中傷から守っていききたいと、このような取組を行っています。ぜひ、本市においてもそのような体制を整えていってほしいと思うんですけども、お考えはどうでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

行政が積極的に情報を収集することは大変重要なことだと感じております。健康推進課のみでなく学校教育課などとも連携して情報を共有して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ご理解ありがとうございます。

これに加えてですね、先ほど冒頭でも申し上げたんですけども、同じ三重県の松阪市では警察と連携を取って対策をしているようなんですけども、本市では警察との連携というのはお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

今のところ警察との連携におきましては考えてはおりませんが、松阪市においてどのような対策が取られ、効果があるのかを調査・研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

このデマ情報の拡散はあってはならない犯罪行為です。部活クラスターが出た学校へ、日本から出ていけとか、学校を潰せと、そのような電話が80件を超えていたそうです。SNS上においては匿名性が高く、誹謗中傷がエスカレートしていく傾向があるので、SNS上の監視は特に必要だと思います。

また、人から人へのうわさ話として広がってしまうことも考えられます。これは当人には全く罪の意識がなくて、逆にこの情報を教えてあげなきゃというような感覚になっている場合もあります。まして、むしろいいことしたなという感覚で話しちゃうこともありますので、これにつきましても対策が必要になってくると思われます。

今後、新型コロナウイルス感染症に限らずこのような対策がいつか必要が出てくるのではないかと思いますので、早いうちに対応を考えていただくことは無駄にならないかなと思いますので、ぜひ早い段階での対応をお願いします。

それでは、次の質問をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、石黒学校教育課長、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課、石黒でございます。③についてご答弁をさせていただきます。

先日、学校関係者において1名の感染者が確認されました。現在のところ該当者が誹謗中傷の対象となっているということは聞いておりません。しかし、他市町では感染者を確認した学校に通学する他の保護者がSNSを利用し該当者探しを行ったという事例も聞いています。そのような状況では感染した児童生徒が、回復後、再び登校することに非常に大きなエネルギーとともに勇気が必要になってくると思われます。感染した児童生徒の立場を守ることに最大限の努力が大切と考えています。

学校においては、少しでも新型コロナウイルス感染症に対する偏見がなくなるよう、また、誹謗中傷を行わないよう、校長による講話や学級担任による道徳の授業など、児童生徒への指導の場面で取り組んでおります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

道徳の時間などで子どもたちには十分な教育が既にされていると思うんですけども、今回のコロナ禍においては、さらに充実徹底した指導が臨まれるところです。感染者となった子どもたちをおとしめるようなことがないように、また、それによりいじめにつながることをのしないよう今後も引き続き指導に努めていただきたいと思います。①の質問とかぶってしまうんですけども、保護者も含め正しい知識の普及活動に努めていただきますようお願いいたします。

また、文部科学省より、児童生徒等や学生の皆さんへという通達が今月にも出されています。とても分かりやすく丁寧に書かれていますので、ぜひ、これらも有効に利用して、指導に役立てていただければと思います。

それでは、最後の質問へお願いいたします。

議長（成田 義之君）

最後に、④の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

④の質問についてお答えをいたします。

感染した方々や治療にあたる医療関係者などに対する不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷など人権侵害につながることはないよう、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についてホームページに掲載しております。また、9月号広報にも同様の記事を掲載いたします。加えて、10月号広報においても、誹謗中傷の注意喚起を掲載予定です。

今後も最新の情報を収集し、市民の皆様へ啓発をすることにより、不安の軽減や差別や偏見、誹謗中傷とならないよう努めてまいります。

年齢により情報伝達手段も異なりますので、広報、ホームページを始め公共施設へのポスター掲示など、様々な手段を用いて啓発してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

既にいろいろな取組をご予定していただいているということは本当に心強く感じます。既にご

存じだとは思うんですけども、名古屋市では令和2年3月10日、名古屋市条例第1号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を全市一丸となって防止するための条例というのがありまして、その第2条に、「市は広報活動等を通じた新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発並びに該当感染症に関する情報の収集、整理及び発信に努めなければならない。この場合において、市は当該感染症の患者等の人権を尊重しなければならない」、このように明確に示してあります。

名古屋市では、市民に正しい知識の普及・啓発をしていくということなんですけれども、名古屋市の取組についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

先ほども答弁をさせていただきましたが、現在のところ、幸いにも誹謗中傷に関する情報はございません。しかしながら、今後、先ほどの啓発活動を行っていったとしても、感染者の方が増加すれば誹謗中傷が発生するかもしれません。今後の動向を慎重に見極めながら、名古屋市のように市民の方へ正しい知識の普及・啓発は大変重要ですので、最新の情報を分かりやすく周知・啓発できるように努めてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ぜひ、慎重に見極めた上でご対応をお願いいたします。

現在、市内の企業や店舗は既に壊滅的な打撃を受けているところも少なくなく、このような状態からさらに風評被害等で社会の批判を浴びてしまった場合、最悪の場合、経営も続けていくことができなくなる可能性も高いと考えざるを得ません。まだまだコロナ禍は続いていくと思われます。時代の変革をとらえ、遅れのないよう対策を講じていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（成田 義之君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

ここで、2時20分まで休憩を取りたいと思います。

(時に午後 2時06分 休憩)

(時に午後 2時20分 再開)

議長 (成田 義之君)

休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 7番議員 (大塚 祥之君) 登壇 >

7番議員 (大塚 祥之君)

議席番号7番、新世代、大塚祥之でございます。議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

私からは大きく1点、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。

地方自治体が新型コロナウイルス対策に踏み切る判断基準として、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、感染状況を4段階に区分し、現状がどの段階に当たるかを判断するための6指標を示しました。この指標を基に、愛知県でも全国及び県内の第2波の感染状況等に鑑み、8月6日、「第12回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」を開催し、「新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言」を決定・発出し、さらにこれを踏まえ、「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」の第6回の変更を行いました。この指針の中で第2波への対応として、市町村、団体、企業が一丸となって第2波の克服に向けた取組を強化するために、1. 不要不急の行動自粛・行動の変容、2. 県をまたぐ不要不急の移動自粛、3. 感染防止対策の徹底を県民及び事業者の皆様にご要請をしております。本市においても感染症患者数の増加に鑑み、新型コロナウイルス対策の明確化が必要だと感じております。

このことを踏まえ、以下質問いたします。

①「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」の中に接触確認アプリCOCOAをオール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげるとのことですが、職員を含め、本市の利用状況等を把握されていますか、お伺いいたします。

②全ての公共施設また事業所における県の感染防止対策リストの遵守、感染防止対策を徹底するために本市が行っている取組について

③第2波に向けた対応で、本市の事業所に「安全・安心宣言施設」ステッカー・ポスターの掲

示をし、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼びかけることが必要ですが、本市の状況はどうなっていますでしょうか。

④国の指標に対し、本市の現状を照らし合わせた数字はどのようになるでしょうか。また、それに対する評価は。

⑤この評価を分析した本市独自の新たな感染拡大防止対策への考え（方向性）は。

以上、ご答弁、よろしくお願い申し上げます。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課、寺社下でございます。

①の質問についてお答えをいたします。

厚生労働省が実施している接触確認アプリCOCOAについて、8月19日現在、約1千390万件ダウンロードされ、これは日本の総人口の約1割となっておりますが、愛知県や市単位での登録者数は公表されていないため、把握はできません。

COCOAに関して職員においても周知を図り、感染の拡大防止に努めております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、ご答弁をいただきました。職員のCOCOAのアプリの利用者数というものは把握されていますでしょうか。

議長（成田 義之君）

人事秘書課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課長の舟橋でございます。

議員の質問にございました接触確認アプリCOCOAの職員のインストール状況でございますけれども、各課正規職員・再任用職員・会計年度任用職員・人材派遣職員、この方々の照会をかけまして、トータルで945人中397名の方がインストールしている状況で、割合としては42%でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、職員の方のインストール数とパーセンテージということでお伺いいたしましたけれども、COCOAなんです、市民への周知というものも忘れてはいけないというふうに思いますけども、こちらはどのような周知方法を行う予定なのかお伺いいたします。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

COCOAに関しましては、ホームページで既に周知をさせていただいておりますが、9月号広報に掲載をして周知をいたします。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、ホームページと9月の広報、明日、広報が回るんで明日だと思っておりますけども、こちらというものはですね、COCOAのアプリの厚生労働省のページとか見てますと、利用者向けのQ&Aだとか、いろんなそういったものもプリントアウトできるようにはなっているんですけど、その9月の広報ではどこまでの周知をされるのか伺います。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

COCOAに関する周知方法ですけれども、ケータイのほうでQRコードで読み取れるものを掲載しております。併せて、厚生労働省のホームページなどで確認いただけるようにご案内をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今、職員の方も含めて、市民の方に向けて9月広報でホームページをお知らせするということがあったんですけども、先般、厚生労働省はCOCOAを最初に立ち上げたときに、処理番号が速やかに届かなかった事例等々があったかと思います。これは厚生労働省の感染管理システム（HER-SYS）への入力滞るとこういった発見ができないということが原因と推測されるんですけども、今、清須市におきます保健所というものはですね、こういったことに対してどのような現状なのか、もし分かれば、分かる範囲でお聞かせください。

議 長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

清須市を管轄しております清須保健所に確認をしましたところ、処理番号は滞りなくお知らせできている状況だというふうに伺っております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

これからダウンロード数が増えていってもそういった形でできるというような認識でよろしかったですか。

議 長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

ダウンロード数が増えて陽性者と接触した方が増えたとしても、現在の清須保健所のお返事どおり、処理番号の発行などは速やかにされると思っております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

厚生労働省が8月21日に地方自治体向けの事務連絡を発出しまして、新型コロナウイルス感染症と濃厚接触した可能性を知らせる通知を受けた場合、希望者には全額公費負担でPCR検査

を提供するように要請したと、このようになっております。本市におきましても、市役所に来庁した市民の皆さん、職員の安全のため、また、コロナウイルス感染による市役所の機能を停止させないためにもとても有効な手段だというふうに考えます。先ほどホームページだとか広報とかアプリの徹底はしていただけるということなんですけども、さらなる方法を探っていただきたいというのをお願いいたします。

また、厚生労働省は、COCOAのダウンロード数が8月28日の時点で1千536万件に達していることを発表しております。この発表が21日にございましたので、約120万件増加していると。やはり無料でPCR検査を受けられるというメリットによる可能性であるとの見解を示しております。

また、これは他市の対策となってしまうんですけども、熊本市のほうではですね、8月12日の会見で、COCOAから濃厚接触したと通知があればPCR検査を無料で提供するという、こういう発表もしております。

また、福岡市におきましては、これも26日の会見であったんですけども、COCOAの利用拡大を推奨するためにアプリ導入者、こちらの要綱は生後6か月から18歳未満及び65歳以上、こちらはスマートフォンを処理していない事情があれば、本人以外でも保護者や同居する家族であってもインストールが確認できれば対象とすると、非常にCOCOAを推奨するためのいろんなことをやっております。

また、インフルエンザの予防接種を1回1千円で受けられるようにしまして、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行を抑制しまして、医療体制の逼迫、現状の維持を担っているということでございます。

こうした他市町の独特な対策等も視野に入れていただきながら、職員もしくは市民の皆様への普及・啓発をしっかりと努めていただきますように要望しまして、次の質問をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②の質問についてお答えをいたします。

市内の各施設において入り口に消毒液を設置し、マスクの着用を促すなど、感染防止に努めております。

また、利用者が密にならないよう、1回の利用人数の制限を設ける、換気を十分に行うなどの

対策をしております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

ただいまのご答弁で本市の施設における取組についてはご答弁いただきましたけど、事業所に対してというのはどのような取組を行っているのか伺います。

議 長（成田 義之君）

寺社下課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

事業所に関しましては、安心・安全ステッカーの登録勸奨を産業課より行っております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今、本市における取組、事業所も産業課と連携していて大変素晴らしいことだと思います。

今、公共施設におきましては、手洗い、うがい、消毒液、マスクの着用、利用人数の制限等々は設けられて、しっかりこれが基本になるかと思うんですけども、やはり公共施設、ハードな面になってしまうんですが、非接触サーモセンサー、これは温度を測るものですが、今は蛍光灯でも光触媒プラス銀イオンの抗菌だったり、こういったものがインフルエンザやコロナウイルスに有効だというふうにも示されています。

また、次亜塩素酸水のほうは、今、濃縮によっては体に害を与えてしまう場合を懸念されるということもありましたけども、こちらも安定化二酸化塩素水など、体に無害でコロナウイルスだとかインフルエンザが抑制できるものといういろんな対策が様々なところから発表されております。こういった対策の検証と先ほど産業課のほうからの教えていただいたようなことでしたけども、こういった対策の検証と事業所における対策リストの周知徹底のために、事業所等への訪問などが考えられると思うんですけども、こういった新しい対策の検証と事業所等への訪問に対する本市のお考えを伺います。

議 長（成田 義之君）

石田産業課長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

産業課長の石田でございます。

事業所のほうの訪問は、特に予定はしておりません。自主的に当然やっていただくようなこと
もございますので、私どものほうは商工会としっかり連携させていただきまして、安全施設、安
全事業所ということで周知のほうをしっかりと図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今、石田課長のほうから商工会と含めて連携していくということで、大変頼もしいお言葉を聞
きました。先ほど私、言いましたハード的なものですね、非接触サーモセンサーだったりとか、
先ほどの光触媒の蛍光灯だとか、安定化二酸化塩素など、さっき対策のことを述べさせていた
たんですけど、こういったものを入れる入れないは別として、検証していただくことというの
はすごく大事なことだというふうに私は認識しておるんですけども、こういったお考え、河口部
長いかがでしょうか。

議 長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

今いろんなもので出てきております。そういったものについては、予算も伴うことですがけれど
も、いろいろ事後になって、これはいいよ、これは効果がないよというようなものもございま
すので、そういった最新の情報に注視しながら、どのように清須市としてやっていくのかとい
うのは、いろんなところを注視しながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

ぜひ、本市にとっても必要な検証だと思いますので、こちらはお願いしまして、次の質問お願

いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

産業課長の石田でございます。

先ほども議員のほうから少しご質問がございまして、寺社下課長が答えていただきましたが、事業所における安全・安心宣言施設、ステッカー・ポスターの掲示状況についてご答弁申し上げたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を目指す安全・安心宣言施設は施設利用者に安心感を与えるのみならず、施設従事者の安全意識の高揚にもつながります。愛知県では、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む事業所に対して県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、安全・安心宣言施設として応援しております。

県内における安全・安心宣言施設の一覧は県ホームページにて公表されておりますが、このうち清須市内の安全・安心宣言施設は8月13日時点で34件となっております。本市では9月から始まる清須げんき商品券の販売事業の全取扱店舗に対しまして、制度を周知するチラシを作成し配布いたしましたところですが、取扱店舗にかかわらず市内事業所に対しても市ホームページにて啓発しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

安全・安心宣言施設ステッカー・ポスターの掲示は、施設管理者が利用者に向けて安心して利用していただける施設であることをPRする、とてもよい機会になるというふうに考えております。また、この施設等で働く従業員を感染から守ることもつながり、安全な施設づくりに寄与していくと思われまふ。そういった意味で、今ご答弁いただきました、いち早く清須げんき商品券販売事業の全取扱店舗に対して、こちらの制度を周知するチラシをすでに配布していただけたということは大変すばらしく、評価に値すると思ひます。今後も清須事業所内に対して、さらなる感染防止の呼びかけや情報提供に心がけていただくとともに、これは1つだけ要望になるんですけども、安全・安心宣言ポスターに記載しています独自の感染防止対策を広報やホームページ

等に掲載をしていただき、他の事業所の参考となるようにしていただきたいと。こちらは感染防止対策がより一層進むというふうに思いますので、こちらのほうを要望させていただいて、次の質問、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

④の質問についてお答えをいたします。

国の指標として、1. 病症の逼迫具合、2. 療養者数、3. PCR検査の陽性率、4. 1週間あたりの新規感染者数、5. 直近1週間と前週の比較、6. 感染経路不明の割合の6つがあります。愛知県全体における指標の評価については毎日公表はされておりますが、愛知県から情報提供されている各市町村ごとの数値内容から市が明確に把握できる指標は、4の1週間あたりの新規感染者数、5の直近1週間と前週の比較、この2つの指標に限られており、国や県のような全体的な評価は難しい状況です。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、6指標全ての評価はできないというご答弁でしたけども、4、5番というのは把握できているということで、この数値だけでどこまで評価できるか分からないんですけども、こちらに対しての本市の評価というのはどういうふうに考えられているか伺います。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

4の1週間あたりの新規感染者数ですが、8月24日から8月30日、今日までの感染者数はありませんでした。その前の1週間は4名で、前週と比較して4名減っているというふうに分析しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、分析ということでしていただきました。私も少し自分なりにはなってしまうんですけど、感染の状況というのを調べてみました。本市は比較的中等症や感染経路不明者が増加しているように思われます。また、愛知県におきましても、家庭内感染の傾向が増加しているというふうに思うんですが、今お話しさせていただいた検証についてのご意見だったりご所見があったらお聞かせください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

清須市においては、今まで感染された方45名のうち16名が中等症というふうになっております。中等症は酸素吸入を実施した方、または肺炎を診断された方が中等症というふうになっております。発表されたときには中等症、軽症、重症などの発表はございますが、その後の状況については把握は難しい状況でございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今の傾向等、大変つかみにくいことで恐縮なんですけど、そういったことを含めて、最後⑤番の質問、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

最後に、⑤の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

⑤の質問についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況は、様々な感染予防などを含め、最新の情報を収集し、広報やホームページ、施設への掲示など様々な手段を用い、引き続き周知をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今ご答弁いただきましたけども、時期的には今後インフルエンザも流行時期を迎えるにあたりまして、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行の抑制というものが本市にとっても課題となるというふうに考えます。これに対して本市としてのこれからの対応策などがございましたらお聞かせください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

インフルエンザの予防接種に関しましては、当市では満65歳以上の希望者、満60歳から64歳の身体障害者手帳を所持されている方のうち該当する方に関して補助を行っております。指定医療機関であれば千円で予防接種が受けられる状況ですので、10月号広報でご案内をし、できる限り早めに予防接種を打っていただけるようにご案内をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、インフルエンザ予防接種の助成等々のお話を聞きました。本市もこういった独自の取組をして、皆さんにインフルエンザの予防接種を促していかなければいけないというふうに思うわけですが、報道等でワクチン不足というものも懸念されるということも言われている中で、本市におきましてはそういったワクチンの確保のためにできることだとか、そういったことというのは何かありましたらお聞かせください。

議長（成田 義之君）

寺社下課長。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

ワクチンの確保に関しましては、毎年、ワクチンが不足するなどのそういったことが起こってまいります。今年度に関しても地域の医師会の先生方とご相談しながらやっていくのですが、ワクチン不足に関して市町村で何かができるのかといいますと、それは難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

医師会の先生たちと連携してということで、これが一番、本市においても予防接種を円滑に進めていけることだというふうに理解しました。

最後、要望になってしまいますけども、ウィズコロナの時代を迎えるにあたって様々な対応を考えていかなければなりません。本市における感染の傾向は大変難しいところではございますけども、傾向等、今後もしっかり注視いただくこと。また、どうしてもコロナ禍で本市がやむを得ず中止してきたイベント等が数々ございます。今後こういったイベント等も含めてどのように採用していくか、協議していくことというのも新たなコロナ対策につながっていくというふうに私は考えております。

さきの質問から、ソフト面でもハード面でもいろんな政策というものを取り入れながら、本市独自の防止対策を確立していただくことを要望いたしまして、私の質問を終らせていただきます。

ご答弁、ありがとうございました。

議長（成田 義之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

次に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 14番議員（高橋 哲生君）登壇 >

14番議員（高橋 哲生君）

14番、高橋哲生でございます。私からは、4問にわたって質問させていただきます。

まず、第1に、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信についてであります。

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大はとどまるどころを知らず、日本国内も第2波の様相を示しています。まさに社会経済に対し世界大戦か大災害のような深刻な打撃を与えていると同時に、このウイルスと長期的に向き合っていかなければならないようです。いや、世界はもしかしたらコロナ前とコロナ後は変わってしまうかもしれません。この先どうなっていくのかさっぱり分かりませんが、世界人類が英知を結集して協力して進んでいくしかありません。そのためには、知るということが極めて大切だと思います。

現在、日本中の人々がこの未知のウイルスに対し大きな関心を持ち、日々テレビやニュース、ネット等で情報を得ているものだと思います。そして、そのもととなる情報は政府や県が発信す

る正式かつ公式な情報になります。一番質が高く、それゆえ信頼性が高い情報となります。それと同様に、清須市民の皆様は本市が発する情報に信頼感を抱いていますし、住民に一番身近な市の発するものであるがゆえ、それ以上の、より大きな信頼と関心を抱いているものだと思います。

現在、本市では、市内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合には愛知県発表情報のリンクを市ホームページに貼りつけるなどして市民向けに発信しております。また、愛知県が緊急事態宣言を発出した際など、時に応じてホームページやすぐメール、公式ライン、防災無線等で警戒メッセージを発信しています。行政のメッセージは信頼性があるがゆえ、影響も大きく、市民の安全や安心感を左右するものです。政府や全国の知事の一言が住民の行動様式に大きな影響を与えています。そのような意味で、住民に一番身近な清須市役所がどのように情報やメッセージを出すのかは、市民生活に対し極めて重要です。

愛知県下が他県と比べ深刻な状態であり、その中でも本市は感染者数の割合、症例の重さを考えても特に深刻で危機的な状況の中、市民の皆さんの不安を取り除くための情報発信は、なおさら重要度を増しています。

そこで、以下お尋ねいたします。

①発信する情報の内容は、どこで誰が考え、どのようなタイミング、どのような方針のもと発信していますか。また、様々な情報媒体を駆使していると思いますが、今のままで十分ですか。

②防災無線や公式ライン等で届く警戒メッセージの内容が、ごく一般論で人ごとのようだという声を多数聞きました。清須市独自の分析に基づき、かつ顔の見える情報発信はできないでしょうか。

③ホームページのトップ画面に新型コロナ対応の独自項目がなく、分かりづらく、ゆえに緊急性、メッセージ性が伝わりにくいレイアウトとなっております。改善する考えはありませんか。

④市管理の公共施設でコロナ感染者が発生した場合、特に学校や保育園で発生した場合はどのような情報発信をされますでしょうか。

大きな2番です。道路側溝等の土砂の堆積の除却についてであります。

夏場は側溝の土砂の堆積から雑草が生い茂り、非常に気になります。7月の豪雨の後、特に土砂の堆積が目立ちます。今年は東海豪雨後20年で、市民を巻き込んだ側溝清掃をする予定でしたが、新型コロナの影響でできませんでした。このまま放っておけば市内全域で排水能力が著しく低下し、豪雨時に道路冠水、ひいては内水氾濫の危険性が増大します。

そこでお尋ねします。

チェックして、土砂の撤去等の対策が必要です。ご見解を伺います。

大きく3番です。あいち朝日遺跡ミュージアムのオープンについてであります。

11月22日、待望のあいち朝日遺跡ミュージアムがオープンします。新型コロナで多くのイベントが中止される中、大変明るい話題です。オープニングイベントには、本市としてどう関わっていかれるのか。また、オープンまで3か月を切った今、どのように市内の機運を盛り上げていかれるのか、お尋ねいたします。

大きく4つ目です。公衆無料無線LANスポットの設置拡充についてであります。

ね 観光振興のみならず、防災、まちの活性化などに有効なので設置拡充を望みます。

①現在の設置状況について伺います。

②今後の設置拡大についての考えを伺います。

では、4つの質問ですが、明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課、舟橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、1の①の質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、市民の皆様にお知らせすべき情報につきましては、清須市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において内容や伝達方法等を決定し、発信をしております。

なお、情報発信の手段につきましては、市広報紙、ホームページを始めすぐメール、きずなネット、防災行政無線、市LINE公式アカウント、報道機関といった媒体にて行っており、問題なく実施できていると考えております。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

情報の内容や伝達方法は対策本部会議で決めていると。様々なメディアを活用して問題がないという答弁でありましたが、それで十分でしょうかということなんですけど、努力はされていると思っております。

しかし、先日、中日新聞にも掲載されていましたが、すぐメールの登録者数は4千400人ほ

どであり、人口の1割も満たしておりません。ホームページの閲覧者も少ないと思います。LINE公式アカウントはまだ1千400人弱であります。ご紹介いただいた中では防災無線の到達数が一番多いかとは思いますが、聞き取りにくいという課題もあります。これに関しては繰り返して、さらに多様なメディアを活用してお知らせするしかないと思っております。

例えばですが、お隣の北名古屋市は、市長メッセージを明記したチラシを配布しております。案外、こういったローテクな紙媒体のほうが多くの方に伝わるのかなと思えますし、また、地域の掲示板等の活用というのも有効ではないかなと思えます。あるいは、清洲城を真っ赤にライトアップするのも清須市らしい伝え方かもしれません。こういった例を参考にもしながら、多様な伝達手段を模索していただくことをお願いしまして、次の質問をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

それでは、②の質問についてお答えいたします。

警戒メッセージの内容につきましては、愛知県等の情報に基づいて作成しておりますが、情報が限られているため、独自の分析などは難しいと考えております。

ただし、顔の見える情報発信につきましては、例えば、要所において、これまでも新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージの発信などを行っておりますので、今後もそういったことを継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

独自の分析は簡単に難しいということをおっしゃいましたが、先日、全員協議会でも発表された数字の集計結果の発表や、そこから分かる傾向の評価くらいはできるのではないかと思います。他の自治体ができていることが難しいと言われると誠に残念であります。ましてや本市は感染者数・感染率上位団体ですから、内容には特に工夫が欲しいと思います。市長メッセージにいたしましても、質と量とも、もう少し多いほうが市民の皆様は安心するのではないかと私は思います。他の自治体と比較してもいけませんけども、ネット記者会見をやる方もみえれば、SNSで独自の発信をされる方もあります。防災無線もたまには市長の生の声を聞きたいという声も聞

いております。くれぐれも市民の皆様からのご期待や安心感に応えられる、顔の見える情報発信に努めていただくことを要望いたします。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

それでは、③の質問についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報につきましては、本市のホームページのトップページにあります注目情報にて掲載をしておりますが、今後も分かりやすさ、伝わりやすさについて研究し、必要に応じて改善していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

これも大変大事なことだと思っておりますので、研究とか言っている場合ではなくて、すぐにやるべきことはやっていただくことをお願いしたいと思います。

分かりやすい、分かりにくい情報というのであれば、せつかくいいものを掲示してあっても意味がありませんので、こういったことアウトプットですね、ほかの方の質問にも通底していると思うんですが、アウトプットが下手だと思います。せつかくいいことをやっているのに出さなければ伝わりませんので、それをぜひいろいろと工夫していただきたいと思っておりますので、危機管理部も新設されていくということなので、仏つくって魂入らずにならないようなお答えを望みます。

次、行ってください。

議長（成田 義之君）

次に、④の質問に対し、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

④の質問についてお答えいたします。

市管理の公共施設を始め学校や保育園で感染者が発生した場合におきましても、清須市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて内容や伝達方法等を決定し、情報発信をしております。ただし、学校や保育園などで感染者が発生した場合においては、当該者やその家族を守るため、

学校名等詳細については公表をしないこととしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

学校名等の公表の有無については、自治体によって対応は分かれています、大変難しい問題だと思います。本市は感染者のプライバシーを守るために公表しないという方針だということは理解しました。

そこで、公表におけるガイドラインなどは示すべきではないでしょうか。お尋ねします。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

本市では感染者が発生した場合には、清須市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にてケースごとにその対応策や情報の公表内容などについても検討し情報提供をしておりますので、今後そのような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

決まったガイドラインは作らずに、ケース・バイ・ケースで検討して対応していくということだと思いますけど、学校で感染者が発生した場合は、消毒したりすると思います。休校などの措置を取ったりするので、当該学校保護者にはメール等ですぐに連絡をせざるを得ないと思います。また、学校でクラスターが発生した場合の公表はどうなるのか等々難しい判断を迫られるケースがあると思いますけども、おっしゃられたように、当該者や家族を差別や偏見、誹謗中傷やいじめから守ることを主眼に置きながら適切な対応をお願いしまして、この質問は終わります。

次、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、大きく2の質問に対し、飯田土木課長、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田です。よろしくお願いします。

2の質問についてお答えいたします。

側溝の日常的な清掃は各自治会や市民の皆様にご協力をお願いしているところであり、市広報誌及びホームページでも啓発しております。今年度につきましては、東海豪雨後20年目の節目でもあり、9月6日に市民の皆様へ側溝一斉清掃をお願いする予定でしたが、新型コロナウイルス感染対策として、三密を避けるため中止とさせていただきました。しかしながら、地域によっては実施していただいているところもあります。その際に、暗渠化されている箇所や蓋を開けることができなかつた箇所の土砂の堆積情報の提供をいただき、市で現場確認を行っております。また、パトロール及び市民からの道路冠水情報を基に、適宜、現地調査を行っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

パトロールや市民からの通報によって、適宜、現地調査をしているとの答弁でしたが、実際、私が見ている範囲では、U字側溝上のグレーチングの隙間から、あるいは歩道と車道の境やL字側溝に雑草が生い茂っているのが市内ところどころ目に余りますし、年々増えているように思います。特に幹線道路、県道を含む車が多く危険な幹線道路の土砂堆積が多いです。チェックや管理が行き届いているとは到底思えません。だから、一度、全体的にチェックして対応してほしいというのが今回の質問の趣旨であります。もう一度明確にご答弁をお願いします。

また、市民に日常的な側溝清掃をお願いしていると言われますけども、しっかり全体に伝わっているとは言い難いと思います。地域差もあり、高齢化でやれてないという問題もありますし、どの地域ができていて、どこができていないのかチェックをしながらお願いを徹底していただきたいと思います。

ホームページには確かに掲載されていますが、誰があそこの記事に気がつくんでしょうか。地域の掲示板に毎年お願いのポスターを掲示するなど、見え方、伝え方も工夫してほしいです。道路冠水のメカニズム、清掃方法など、写真を多用しながら、分かりやすく伝える工夫をしていただきたいと思いますが、どのように市民に伝えていかれるのか、この点も含めて2問、再度答弁をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

アンダーパスなどの冠水しやすい箇所については、台風などによる大雨が予想される場合、事前に点検等を行い、土砂及びごみの除去を行っています。

また、パトロール及び情報提供をいただいた箇所については、現場を確認し、小規模であれば職員で対応しております。大規模の場合は業者に発注して対応しております。全体的な点検は難しいですが、交通量が多い幹線道路などから適宜改善していきたいと考えております。

また、啓発につきましては、文字のみの表記ではなく、写真、イラストを加えていきたいと今後考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

確かに一遍に全部調査というのは、道路延長を考えると難しいと思いますので、冠水情報などを基に順番にチェックしていただいて対応いただければと思います。

また、交通量の多い幹線道路の清掃は専用の清掃車があります。旧町時代には旧清洲町が保有して活用していたとも聞いております。こういったものの保有、あるいは活用も考えていただいて、常に排水が滞らない環境を保っていただき、水から強い安全な地域を構築していただくことをお願いします。

また、市民へのイラストや写真を交えた分かりやすい啓発は、ホームページや広報、パンフレット、掲示板へのポスター等多様な媒体を活用したり、毎年の市政推進委員へのガイダンスの折や地域の防災訓練などの機会を捉えて、毎年繰り返しくどくらい市民の皆様にお伝えして、地域の安全は自分たちで守るという意識の醸成を図っていただくことをお願いいたしまして、この質問は終わります。

3番、お願いします。

議長（成田 義之君）

次に、3の質問に対し、辻生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（辻 清岳君）

生涯学習課長の辻でございます。3の質問についてお答えします。

1 1月22日に愛知県の主催により行われます開館記念式典の概要は、テープカットを含む式典、施設見学と屋外ステージでのイベントを計画中であると伺っております。このイベントに市民の方がどのような形で関わるができるのか現時点では検討中とのことでしたので、引き続き、愛知県と連携を取りながら取り組んでまいります。

また、市内の機運については、今年度、生涯学習課は清洲城からミュージアムまでの遊歩道整備の一環として、清洲城やミュージアムをイメージするイラストを描いた直径16センチのシルエットペイントというシールや案内看板を開館前までに歩道へ設置する予定でございます。そして、広報きよすへの掲載や公共施設へのポスター掲示、学校との連携、生涯学習講座など、ミュージアムを盛り上げるために取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

イベントについては愛知県が検討中ということなんですけども、愛知県が今回主催というのは分かっておりますけども、清須市がこれを我が事としてどう関わっていくかということが大切だと思っております。今後もこのミュージアムは清須市内にある大切な施設として、愛知県と連携しながら主体的に関わっていくべきものと考えます。

そして、そのオープニングは出発点として大切な節目だと思っております。それに際し、しっかりと市と県が連携し、コミュニケーションが取れているのかどうかということが今回の質問の趣旨であります。

また、市内の機運を盛り上げるためのPRも頑張っていらっしゃると思いますが、何よりも清須市民に全員訪れていただいて、全市民が内外でPRの大使になるくらいの気持ちで盛り上げていきたいと思っております。そのためにも私はオープニングに際し、清須市民向け無料入場券配布を提案いたします。これについてご見解を求めます。

議長（成田 義之君）

加藤部長。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

ただいまのご質問ですが、あいち朝日遺跡ミュージアムオープンに向けましては、平成27年

度から毎年数回、愛知県にぎわい創出推進会議が開催されまして、清須市からも関係する職員、また市民が参加して、県と市の連携について協議をしてまいりました。

なおまた、平成30年度には、この施設の拡充整備に伴いまして、清須市の要望を愛知県に提案しております。特に食事や体験といった点は重要と考えまして、食事が提供できるスペースや家族がゆったりと過ごせるスペースの整備を要望しまして、施設の中に盛り込んでいただきました。

ただいま清須市民向けの無料入場券を配布してはというお話でございますが、どうしてもこれは愛知県の施設でございます。県民が対象の施設に清須市民のみ優遇するという事は非常に困難であるということを知っておりますし、清須市が入場料を補助するにいたしましても、県の施設の入場料となりますとやはりハードルも高くなってまいります。市としましては、清洲城と朝日ミュージアムとの共通入場券を導入し、割引くということでサービスの向上を図っていくことで考えております。

現在は11月22日のオープンに向けまして、学校関係者の参加や地元の住民の参加など、どうやって盛り上げていくかということを知と協議を進めておる状況でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今のところ事務レベルの話ではなかなか難しいということだと思いますけど、まだまだオープンまで3か月も時間はありますし、このオープンに際して市を挙げてどう盛り上げていくんだという熱意をどのように県に伝えて理解を求めていくのかということが大事だと思っておりますので、この点も含めて、出発点であるオープニングにあたって愛知県ともう一度しっかりコミュニケーションと連携を深めていただきたいと強く望みますけども、これに関して、いま一度、副市長にそのご決意を伺います。

議長（成田 義之君）

副市長、答弁。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷でございます。

この件に関しましては、本当に3年ぐらい県と一緒に協議を続けてまいりましたので、一人でも多くの市民の方に施設を訪れていただきたいというふうに考えています。それに向けて市で

きることは本当にまだ少しあるんですけども、その期間内でまとめれることはまとめてやっていけるかと。市民の方に一人でも多くの方に施設のことを知っていただければというふうに思っています。

以上です。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ぜひ、熱意を伝えて、最後の最後まで粘り強く動いていただきますことをお願いいたします。

では、次、お願いいたします。

議長（成田 義之君）

次に、4の①の質問に対し、石田市民環境部次長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

産業課長の石田でございます。

4の①公衆無線LANの現在の設置状況についてご答弁申し上げます。

本市では、観光客等への情報発信力の強化、利便性の向上を図るため、平成27年度に本市観光施設である清洲城並びに清洲ふるさとのやかたに多言語対応の公衆無線LANを整備いたしました。平成28年度には勇壮な尾張西枇杷島まつりの伝統文化を年間通じて映像等で楽しめるよう、西枇杷島問屋記念館にICT看板を設置した際、同じく、多言語対応の公衆無線LANを整備いたしました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

やはり現在は観光施設として市としては3か所ということが分かります。これは本当に観光ということで先進的なことを石田次長にやっていただいたなと思っております。

ちなみにですね、現在の参加者の利用状況について、分かっていたらご紹介をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

石田市民環境部次長。

市民環境部次長兼産業課長（石田 隆君）

利用状況ということで、接続件数を申し上げますと、昨年度、令和元年度の接続件数ですが、清洲城におきましては、年間でございます、1千334件、清洲ふるさとのやかた2千310件、西枇杷島問屋記念館922件となっています。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

その数字はどういう分析ができるのか分かりませんが、そういったものを分析・評価いただいて、観光戦略を練っていただいて、ぜひICTを活用したコンテンツやサービスの取組をまた進めて、それによる観光人口の増加に努めていただきますようお願いいたします。

では、次をお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、②の質問に対し、後藤企画部次長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤でございます。

それでは、②の質問についてお答えをさせていただきます。

地方公共団体における公衆無線LANの整備では、利用者に対してどのようなサービスやコンテンツを提供し、いかに多くの方に利用していただくかといった考えが求められます。加えて、整備や運用に要するコスト等を十分踏まえる必要があります。こうした考えや課題等をしっかりとらえ、市の将来のまちづくりを見据え対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

将来のまちづくりはどうあるべきなのか、また、どんなサービスが市民にとって必要なのかを明確に示していただいて、コスト等の課題も整理しつつ対応していただくことを期待します。

1点、確認しますが、この答弁の意味なんですけど、前向きな対応と受け止めてよろしい

んでしょうか。

議長（成田 義之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

現時点では拡大については少し消極的だと申し上げておきます。ただ、やはりこの拡大については事業目的や計画というのが必ず必要になってきます。ですので、どのような事業にどのような目的を持って公衆フリーWiFiを拡大していくかということが必要になると思いますので、そのような議論をした上で、また検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

企画の政策ということで、今回、後藤課長のほうで答えていただいたと思うんですけども、また、各課にもわたることだと思いますけど、そこからまた大きな方針をつくっていただいて、それぞれの各課に何が必要なのかということを取りまとめていただきたいと思います。

それから、ソサエティ5.0と表されるような高度な技術を利用した社会の実現のためにも、公共空間のネットワークインフラ整備は必要だと思います。一步一步、公共空間における無料無線LANの整備を進めていただきたいところでもありますけども、まず一步として、最低限、図書館と本庁舎くらいはやっていただきたいと思います。行政のICT化ということも先ほど質問がありましたけども、そのためにも最低限はと思います。これは答弁は要りません。これは要望としてお伝えし、質問を終わります。

議長（成田 義之君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

ここで、3時半まで休憩を取りたいと思います。

（ 時に午後 3時19分 休憩 ）

（ 時に午後 3時30分 再開 ）

議長（成田 義之君）

休憩前に続き、会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は、新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、蔓延防止、経済対策など行われていますが、国・県・市で緊密な連携を図り、情報共有を行い、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。そこで、居住地である市行政が、市民の不安の声を的確にとらえて対処していく上で、以下お伺いをいたします。

①情報公開の在り方について

新型コロナウイルス感染症における情報の公開においては、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（厚労省事務連絡 令和2年2月27日）を参考に、適切な情報公開に努めるようお願いされていますが、本市の新型コロナウイルス感染症患者発生時の公表指針は定められているのか伺います。

②県（保健所）との情報共有・連携についてであります。

県と市との連携の確立において「自宅軽症者等及びその家族に配慮の検討が必要なケース、自宅療養の開始後に福祉的課題が顕在化したケースなどに関する情報の共有及び密な連携が求められる」（厚労省事務連絡 令和2年5月1日・自宅療養の実施に関する留意事項）と示されていますが、感染された方のその後の経過に関わる情報の共有と対応はどのようになっているのか伺います。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第36条第4項には、「市町村対策本部長は、第1項の総合調整を行うために必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とありますが、県からの情報のニーズについては、市民の安全・安心の確保、感染症対策の周知・啓発の情報発信において十分であると考え、対処されているのか伺います。

③検査の範囲の拡大についてであります。

現在、県の検査は「行政検査」と呼ばれ、陽性患者と接触した人や感染拡大地域への移動歴がある人など、感染が疑われる背景がないと受けることができません。こうした中で、市が独自に濃厚接触者の範囲を超えた市民の検査（PCR検査）を行っている自治体の取組も広がり、8月

7日に厚労省事務連絡では、地域の感染拡大状況に応じて社会的検査を拡大していく方向が打ち出されました。本市においても、無症状の感染者を見つけ出し「防疫」を図っていくことが求められます。検査体制の整備についてのお考えをお伺いいたします。

最後、4番目であります。コロナ禍がもたらす様々な社会問題、メンタルヘルス課題についてであります。

感染症に関連する災害が人々にもたらす集団心理としての不安は、様々な社会問題を生じさせます。ウイルスによって生じる感染症には3つの段階があると言われています。第1段階は感染症そのものですが、感染が拡大すると、感染に対する不安や恐怖から第2段階の「心理的感染症」に発展します。そして、感染が長期化すると徐々に第3段階の「社会的感染症」が現れます。これは、ウイルス感染への不安や恐怖から生じる嫌悪・差別・偏見が原因となります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別・偏見、誹謗中傷等の人権侵害を許さないためには正しい理解を促すことが求められます。本市の対策について、伺います。

以上であります。答弁、よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

最初に、1の①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

健康推進課、寺社下でございます。

①の質問についてお答えをいたします。

保健所設置市でない本市においては、市独自で情報収集するすべがございません。現在は、県が公表した情報を市の媒体を使い市民の皆様にお知らせしているのが現状です。したがって、市独自の新型コロナウイルス感染症発生時の公表指針は定めておりませんので、市独自での公表が必要になった場合におきましては、令和2年2月27日付、厚労省事務連絡に従い、国の基本方針を踏まえ適切に対応してまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

本日、コロナの質問が幾つも出されております。それも踏まえて質問させていただきたいと思っております。重なる部分もあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルスの感染情報を国民が共有することは、疾病の蔓延を食い止め、現状終息に向かわせるために必要不可欠なことであります。だからこそ、国や自治体は、安心して感染情報を提供できる体制を構築しなければならないわけであります。

そこで、お聞きしますが、先ほどの質問の中にもありましたが、県からの情報が対策本部で内容をいろいろ話し合っ、その内容を決定して発信をしておるといったことだったわけですが、連日、感染者が出た場合には、県から全て情報は対策本部を踏まえて発信をしておるのかなのか質問させていただきたいと思ひます。

議長（成田 義之君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

健康福祉部長の河川です。

感染者の情報に關しましては、清須市に発生した場合においては清須市のほうに連絡がござひます。その都度都度、対策本部で練った上で公表というのではなく、定型的に出てきておる感染情報ですね、性別、年代、この件についてはこういうふうな公表しようということて事前に決まっておりますので、そのとおひ皆様にお伝えしておるといふ状況になっておひます。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

ここで抑えておきたいのはですね、法律の第16条には、「住民に対して、収集した感染情報の分析や発生情報、原因、予防、治療などの情報を個人情報の保護に留意しつつ、様々な手段で積極的に公表しなければならない」、これが書いてあるわけですが、今どうなっておるかとお聞きしましたら、全て対策本部じゃなくして、決まった定型の中で年代や性別、そういった情報については発信をしておるんだということに理解したわけですが、ここで言いたいのは、今日、皆さんにお配りしたI類感染症発生に対する公表基準、これに基づいてやられておるんだということですが、ここを見させていただきたいわけですが、公表する情報の中で、居住している市町村、ここは入ってなかったんですが、市町村を公表する場合は、国も併せて公表する可能性がある。今回これが加わったことによつて感染者の居住地を市町村別で公表することになったから、それぞれの自治体でこういった指針なりガイドラインなりを私は決め

ていくべきだと。先ほど性別や年代、この辺は決まっておるということはあったわけですが、その辺をきちっとさせていく上でも私は必要だと思うわけです。

公表の目的は、感染症の蔓延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために限られているわけですが、しかし、公表の内容や方法は地域によって様々であります。市民の不安や恐怖心のあまり、市民の皆さんから強い要望を受けて、より詳しい情報が公表されているような事例もあるわけでありまして。そこで、公表基準というものを改めて知らせていく、このことが私は必要だと思うわけですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

コロナ感染症についての公表基準については、議員が言われておりますように、基本的な方針としまして、国のほうはI類感染症患者発生に関する公表基準というのを示しております。コロナにつきましては、各公表団体については、これを留意していただくようお願いするというふうにお問い合わせが来ております。

まず、コロナの場合、感染者についての情報は、保健所を持ってない当市につきましては愛知県になります。愛知県がその情報を入手した上で公表ということになってきておりますので、愛知県が国が示しております公表基準に従って、このI類感染者の患者には、議員言われるように、市町村名は入っておりませんが、県の判断により、こここのところは公表するというふうには愛知県が判断をしておるわけです。それによって愛知県が公表したのについて当市はそれを皆さんにお知らせしておるという手順になっております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

その辺は先ほども言われた中にも含まれておると思うわけですが、これが公表基準だよということを市民の皆さんは知らんわけですよ。市町村によっていろいろ情報の差も出てきておるということですので、清須市はケース・バイ・ケースだと、ケースによって検討していくんだというようなことも先ほどの答弁であったものですから、その辺を決めておけば、市のほ

うも公表する上で市民に対応できるんじゃないかと思うわけです。

それで、あえて言いますと、公表の指針で公表の対象ですけれども、県のほうが出してくる中にはですね、例えば、市町村だと市の職員とか市の施設だとか指定管理の施設だとか、こういった部分を増やしてやられているというところもありますので、ぜひ、この辺のところを踏まえて、最低でも指針として一層の注意喚起を図る上からも私は必要だと思うわけですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

先ほどの議員の質問の中にございましたように、市の公共施設、また市の職員に陽性者等が出た場合の公表につきましては、それは地方自治体としてではなく、一事業者としてどのように公表していくのかというような判断基準が今後出てくると思います。さっきの質問にもございましたように、小学校・保育園で出た場合はというような質問の中で、そういった方々を守るために基本的には出さないよというような答弁のほうをさせていただきましたけれども、そういった事業所として何を公表していくのかということについては、先ほど小中学校を言いましたけれども、その他職員が出た場合等につきましては、本部会等で論をした結果、都度都度考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

国の公表基準もこうなっておるかどうかということも市民の人は知らないんですよ。ですから、市としては、こういう基準に基づいてこういうふうに公表してますよと、市民が安心するような形でやられていくということを私は望むわけであります。

今日お配りした資料の裏面のところに東京都が出されたコロナウイルス対策サイト、これを使って、今、全国でいろんな形で民間の方々等が発表されておるわけです。これを見ても、本当にいろいろな公表が今されとるわけですよ。愛知県のウェブサイト上には、新型コロナウイルス感染症に関する情報ページがあってですね、そこには感染者の年代や性別や国籍や居住地、海外渡航歴や発症日や他者との濃厚接触関係などの情報が公表されているわけであります。これも当

初からすると少しずつ変わってきておるわけです。ですから、清須市の人数が44なのか45なのかというところもずれておったり、いろいろするわけです。当初は居住地のところ尾張地域が今度は清須市に変わったと。

私たちはこうした情報が与えられることによって、その情報を個々に分析、理解して、自分なりの考えへどうしても導いてしまうわけでありまして。この感染はどこにウイルスが潜んでいるか分からない中で、私たちは疑心暗鬼を生む、そうした中で発信した情報が市民にとってどう受け取られるか、これが非常に大きな課題であります。

そういう中で、例えば、行動歴、このことについては市町村でケースごとに細かく出すのは原則と言われておるわけでありまして。多くの方は、清須市に何人感染者が出て、ちゃんと治療できているのか、今、入院可能な病院は私がもしかかった場合、確保されているのか、回復者数は今どういう状況なのか、自宅療養になってどうやって生活していったらいいのか等々、知りたいという情報があるわけでありまして、不完全情報が様々な心理的不安を今、増長させていると思えます。何のために情報を発信するのかが私は大切だと思います。

もし、自分が感染したらどうなるのかといった不安に伝えていくための情報、または行動抑制に訴えるための情報公開など、今後、情報の在り方は非常に重要になってくると思えます。住民が納得する情報発信、これがどんなことなのかということは、今、対策会議の中でも論議の遡上に上がっているのか質問させていただきたいと思えます。

議長（成田 義之君）

河川部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

情報の発信につきましては、まさに議員が言われるように、とても大事だというふうな認識を本市一丸で持っております。ただ、いかんせん、本市独自で議員が言われたいろんな個々の情報というのを収集しかねる状態であります。

市ごとにおいていろんな情報発信をというふうに議員おっしゃられてはおりますけれども、実質、それは市独自で保健所を持って、その保健所においていろんな情報・データを集約できるところでありまして、本市におきましては、愛知県が所管の保健所で全てやっておりますので、愛知県が発信する情報が本市の全ての情報だというふうになっております。そうした中で情報発信する重要性は十分に認識しておりますけれども、そういった情報源、不確かなものを持って発信するわけにはいきませんので、そういったところでご理解のほうをしていただきたいと思いますというふう

に思っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

情報については、感染者数だけではなくPCR検査数や陽性率など感染情報の開示、これは県に求めて市民に公表していくことは、疫学的な観点からも求められておることだと思います。せめて保健所設置市でない自治体の住民に対して、もちろん個人情報保護やプライバシー保護を遵守しつつ、所管の保健所が把握している感染情報については、保健所設置市と同程度の感染者経路とか感染者の入退院の状況などをしっかりつかんでいけるように県のほうにも求めていただきたいということをもまず言うておいて、2問目の回答をいただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

②の質問についてお答えをいたします。

感染された方、その後のケアにつきましては、現在、保健所で行われております。質問にありました令和2年5月1日付、厚労省事務連絡にあります県と市町村との間における自宅療養の開始後に、福祉的な課題が顕著化したケース等に関する情報共有及び密な連携につきましては、今のところ県から情報共有などに関しての連絡はなく、そのような状況には至っていないものと考えております。

また、県からの情報ニーズにつきましては、県の公表は先ほど①でございました国の公表に係る基本方針を踏まえた県の対応であると理解しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まず、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、先日の28日、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組、これを決定したわけであります。重症者や死亡者を抑制しながら経済活動を継続するために、今後はメリハリある対策を実施するため、軽症者や無症状者は、宿泊療養

や自宅療養を中心として、医療資源を重症者に重点化していくと。さらには、軽症者を宿泊・自宅療養を中心とするため、感染療法における入院勧告等の権限の運用見直しも検討。季節性インフルエンザの流行期も見据え、政令改正も含め、柔軟に見直しを行う、こう書かれて発表されているわけです。また、検査体制も強化し、地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制を構築して、抗原簡易キットを大幅拡充する。さらに感染拡大地域等においては、医療機関や高齢者施設に勤務する人を対象とする一斉・定期的な検査を行うことなどで、高齢者や基礎疾患を持つ人の感染を抑える。本人の希望による検査ニーズに対応できる環境も整備する、こういうふうに28日に発信されたわけであります。

そうすると、自宅療養者が増えるという予測ができるわけであります。先ほどお配りした中にも、結構、県内にも自宅療養者がおりますし、清須の45人の中で中等者以下の人については自宅療養がみえるのではないかと思うわけですが、その場合の情報の共有というのは、市民の生命を守っていく立場からも支援として必要になるのではないかと思うわけですが、市としてどのように考えられておるのでしょうか。

議長（成田 義之君）

河川健康福祉部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

そういったことはまさに大事だというふうに思っております。しかしながら、自宅療養者等に関する情報というのはですね、愛知県が陽性反応者を確定した上で、この方がどこにどのように療養するのか。病院なのか宿泊施設なのか自宅なのか、そういった判断は県が行うものであります。その結果、自宅で療養することとなったという情報につきましては、本市としては、情報が入ってきてない状況です。

先ほど議員の質問の中にもありました厚労省の通知の中では、県がそういった追跡調査を行った上でいろんなことをやってですね、どうしても問題が顕著化した場合は、市町村と連携を密にとつて行うことができるというような通知文であったというふうに理解しております。今現在、保健所のほうからそういったヘルプが入ってきていない状態です。

ただ、さきの全協でもご報告差し上げたとおり、保健所の事務として、今現在、うちと北名古屋の保健師が交代で1名行っております。今のところ、そういった状況の依頼は来ておりますけれども、自宅療養における連携体制についてというような話は来ていない状況でありますので、今後いろいろ増えてきて、愛知県、また保健所のほうが市町村の手を借りたいというふうになっ

た場合においては、本市としては積極的に手助けのほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

制度的ないろんなことはあると思うんですけども、やはり居住地域である現場を踏まえた自治体独自の取組、これは非常に今後重要になってくると思います。そういう中で、県と市との連携においては国のほうも留意事項の中で、自宅療養の開始後に福祉的課題が顕在化したケース等に関する情報の共有及び密な連携が求められると、こういうふうに前々から文言としては言われておるわけですけども、これがいよいよ先ほどの26日の文書の中でより具体化していくのではないかと思うわけであります。

そういうときにどんな事情で自宅にいるのか、療養に専念できているのか、様態が急変したときには即応できる体制があるのか、家庭内感染の恐れはないか等々、自治体として実態を調べて必要な措置を取っていかなければならない、新たな感染拡大を招きかねないという課題もあるわけであります。そういったことで、情報の共有に即応できる体制というのは今後考えて取っておくことが必要だと思います。

この間のいろいろな情報を見ると、基本的には中等症以外は自宅療養ということになっておるわけですけども、そうすると、自宅におるとなると、この支援というのはヘルプが来てない限りは、今、保健所が全部やっているという理解でよろしいですか。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

今、陽性者も、また濃厚接触者の追跡ですね、そういったことを電話でいろいろやっておると。保健所が個々の人に電話をして、体調管理ですとか、もろもろやっておるというふうに聞いておりますので、議員が言われるとおり、今は保健所のほうがやっておるというふうに理解しております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そこで、改めてお聞きしますが、厚生労働省は業務連絡で5月1日に、外出して感染を広げないように、1日3食分の食費として最大4千500円を補助として食事の配達を行うほか、スマホアプリで体調を入力して報告するようになっている、その辺の実態についてお聞きしたいわけですが、愛知県も8月27日に、自宅療養される方に対して、外出することなく自宅療養に専念してもらうために配食サービスを提供すると。これは9月1日からやるということですが、こういった現状についてはどういうふうに把握されておられるのかお聞きします。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

議員言われるように、愛知県のほうが9月1日より配食サービスを陽性者について実施するというふうな情報は入ってきております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

その場合、食費は国から、感染症の緊急包括支援交付金を県が間接補助金として市に充てるという報道がされておるわけですがけれども、この辺は市との関係ではどう考えていったらいいんですか。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

本市としての財源の支出はございませんので、それにはあたらないのかなというふうに思っております。

ただ、県が、9月1日より配食サービスを実施する以前に、市単独で配食サービスをやっておる自治体は愛知県でも数か所あると聞いておりますので、恐らくそういった自治体に対しての財源措置だというふうに考えております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

自治体によっては自宅療養パックとか、例えば、犬山市は、市が情報がないので、本人や家族から連絡をいただいて緊急時の生活支援チーム、これをつくって対応しとるんだということも最近報道されておりますが、清須の場合は、市民の皆さんからヘルプのような声が上がって対応したという事例はないですか。

議 長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

今のところございません。

以上です。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

③の答弁をお願いします。

議 長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

③の質問についてお答えをいたします。

検査体制の整備・拡充につきましては、検査後の体制と併せて考えていく必要があると考えます。したがって、本市は、県が定め実施している方法に準じて対応しており、今後においても検査体制の方向性については、市独自で整備をすることは考えておりません。

以上でございます。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

全国的に、今、非常に自治体で取り組もうとしているところを聞くわけでありまして。後ほど触れますけれども、社会的感染症は未知の感染症に対する恐怖と結びついている、こう指摘されて

いるわけでありますが、その感染症に対する恐怖を克服していくためにも、検査体制の一層の充実が必要であるわけであります。

PCR検査については、県内の事例では、保健所に電話すると救急医療センターを紹介されるけれども、情報センターに電話すると、自分で医療機関を探してくれと言われたと、こういうことも聞きました。また、PCR検査を受けるまで3日間待たされた。保健所からは、陽性でも入院するところがないと言われた等々、混乱した中での様々な声が聞こえてくるわけであります。

感染の広がりを抑止するためにはPCR検査を実施して、無症状の人を含めた感染力のある人を見つけ出す、このことが非常に重要であると、今、国のほうでもいろいろ声が上がっているということであります。財政的な事情があるにせよ、政府や県からの指示待ちもあるかと思いますが、住民に身近な自治体として、知恵と工夫を凝らして、ぜひPCR検査等の対象拡大をできないかということ一度検討・研究していただきたいと思っております。

その上で、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組についていろいろ8月28日に決定されたわけでありますが、検査体制の抜本的な拡充、これも中で示されているわけですが、この辺については、今、県のほうから何か下りてきているということはないでしょうか。

議長（成田 義之君）

河川健康福祉部長。

健康福祉部長（河川 直彦君）

今のところ公式に愛知県のほうから市のほうに、こういったふうに変更するというような通知等はもらっておりません。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

検査能力はどのように上げていくのかというようなことも、愛知県がどういうふうに計画を示してくるのかいろいろ具体的な手だてが今後示されてくるだろうと思っております。そういう中で、感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市町村において、本人の希望により検査を行う場合、国が支援をする、こういう仕組みを設けるといろいろあるわけでありますので、ぜひ対応等を考えていくことをやっていただきたいということをお願いして、最後の答弁をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

最後に、④の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長（寺社下 葉子君）

④の質問についてお答えをいたします。

感染した方々や治療にあたる医療関係者などに対する不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷など人権侵害につながることはないよう、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての記事をホームページに掲載しております。9月号広報にも同様の内容を掲載します。また、10月号広報には、誹謗中傷に関する注意喚起の記事を掲載予定です。

今後も引き続き、市民の方々に情報などを正しくご理解いただけるよう啓発を図るとともに、誹謗中傷や不安の相談があった場合には丁寧に対応をしてまいります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今日、先ほどの質問の中にも社会的感染症と言われる問題についていろいろ提起がありました。最近いろいろこの問題、課題が挙げられているわけでありまして。新聞に最近こんな記事が掲載されました。ある村の公式Facebookに載ったものであるそうでありますが、その内容は、「安心して感染がしたい」と5コマ漫画に付された題であります。その中身を見ると、狭いまちでうわさになるから1人目だけはなりたくない。感染したって分かったらすぐに村八分にされるぞというつぶやきであります。そして、うわさするのも、村八分にするのも、後ろ指指すのも、悪口をたたくのもウイルスじゃない。人なんだよという作者自らのつぶやきが載っていたわけがあります。

今日、社会不安はますます増大しているわけでありまして。3月から4月はマスク、消毒液の不足によるパニックで心理的感染症、こう言われる時期でありました。そして、5月の大型連休ぐらいからは、感染者や感染症対策に怠る者への嫌悪や差別や偏見が大きくなってきたわけでありまして。そして、文部省もメッセージを8月25日に発表しました。社会が戦うべき対象は、あくまでも感染症であります。不安解消への対応が必要であります。市として、日頃、何かあったらいつでも相談できる体制、窓口、これをつくっておくことが大切でありますし、市民の人々に対しても、その窓口なり方法を広報していくためのことが私は必要であると思っておりますし、そのため

の十分な備えや組織内でのマネジメント、これも大切だと思うわけでありますけれども、先ほどの答弁では、窓口が健康推進課だということだったわけですが、こういった問題を含めて、ここがまずはコロナウイルスに対する窓口で、細かい交通整理はあると思いますけど、対応する相談体制を清須市は取っておるんだよということは、きちっと体制も取りながら発信していくということが、今、非常に重要だと思うわけですが、その辺はどういうふうに考えて、今、取り組まれているのか。

広報とか何かには載せたということは分かりますけれども、市民の安心・安全、そのための十分な備えという面で再度お聞きします。

議長（成田 義之君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康推進課で相談窓口のほうを今やっておるという経緯につきましては、コロナが出てきた当時、やはり健康不安の相談が一番多うございましたので、そういった観点から、健康推進課のほうで保健師を中心に相談窓口を設置させていただいております。その流れでずっと来ておりました、その後、誹謗中傷ですとか、いろいろな案件が出てきておりますけれども、こういった相談窓口というのは、やはり一本的にやっておって、そして話を聞いて、その後、交通整理をした上で正規な部局に行くというような考えからも、今後また健康推進課のほうでの第一歩の相談窓口というふうにいきたいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

いろいろな面で県の保健所だ、法務省だ、コロナの問題でそれぞれ専門分野があるわけですので、そこへ交通整理されとると思うわけですが、まずは市民に身近な清須市が相談できる体制、窓口になっていくということは非常に大事でありますので、市民に対して、より詳しく情報を提供していくためには、そういうところをご案内すればいいわけですが、まずは市で市民の人たちの声を聞くということが非常に大事でありますので、ぜひ組織内でもそういったマネジメントをきちっと持っていただいて、備える体制を整えていただきたいと訴えておきます。

最後に市長にお聞きしたいわけですが、地方自治体というのは、コロナ対策の最前線に

立っているわけであります。また、住民の命と暮らしを守って地域社会を維持する責任を果たしていく、こういう役目もあるわけであります。コロナ対策の核心が国や県にあるのは当然でありますけれども、清須市独自の取組を英知を結集してその事態を乗り越える、こういうことが今、求められていますし、市民も求めていることだと思しますので、市長として最後にコロナに対するこの事態を乗り越える考え、今の決意みたいなところをお話しいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（成田 義之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

市町村が最前線というふうにおっしゃられますけども、何遍も申し上げておりますが、市には情報が来ません。情報が来るのは、性別と年代、それから症状、そして感染経路、その4つだけです。後は何も教えてもらえません。

PCR検査とか濃厚接触者のケアというご要望がございましたけども、残念ながら、私とここには権限がありません。市民の皆さんからも言われます、豊明や東浦でPCRドライブスルーやっとなるわねと。何で清須はできんのかというふうに言われます。報道ももっとしっかりと報道してもらわな困ると思うんですけども、あれは県がやっとなる話で、場所をそこでやっとなるだけの話でありまして、その市町村がやっとなるわけではありません。このことは議員の皆さんご不満だと思います。それ以上に私どもはじくじたる思いをしております。本当に何て言ったらいいんですかね、法律で決められたといいますか、何も手が出せない、これが本音であります。

先般7月に県の照会がありました。保健所を持ってない市町はみんな同じ思いで、要望も出しました。私も濃厚接触者のPCR検査のことをお願いをしましたけども、それ以後、県からの情報は変わっておりません。

そんな中で、市としてやれることは一生懸命やっていかないかというふうに思っています。いわゆる最後のご質問の人権の侵害のところについては、これは市でできますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、それ以上のことで感染防止について市としてできることがあればしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

次に、最後になりましたが、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 20番議員（浅井 泰三君）登壇 >

20番議員（浅井 泰三君）

議長のお許しをいただきましたので、浅井泰三です。一般質問をお願いいたします。

暑い中、またコロナ禍にあつて、当局には連日の対応にご奮闘をいただいておりますことに敬意を表したいと思います。

そのような中にあつても、その他の安全・安心に向けたまちづくりには課題山積ではありますが、直近の免震装置の件と古くはアスベスト、そしてPCBの安全・安心の確認にあります。

他自治体では突発する甚大な自然災害で、貯蔵してあったPCBなど有害物質が流出してしまったなどの報に接するに、本市での3点の経過を含めた結果の再確認をし、安全で安心なまちづくりについて、以下お尋ねします。

①アスベストを使用した公共施設は全て点検済みですか。

②PCB、ポリ塩化ビフェニルですが、この保管分は全て処分完了ですか。ほかに残っていないか、これも確認をしておきます。

③免震ダンパーの経過を含め、対応の遅れの信憑性など、市民への開示も含めてどのようにしていく予定かをお聞きしておきます。

以上です。

議長（成田 義之君）

最初に、①の質問に対し、岩田総務部次長、答弁。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

浅井議員の安全・安心に備えてのご質問にお答えします。

まず、①番のアスベストについてです。

厚生労働省が平成17年度に施行した石綿障害予防規則の規定により、清須市では市内の公共施設について同年度にアスベストの使用実態調査を行いました。調査の方法は、同規則の規定に従い、設計図書等による確認を行った後、目視で調査するという方法でした。その調査の結果、旧清洲庁舎、新川体育館及び西枇杷島学校給食センターの3施設で基準値を上回っていましたが、この3施設は平成29年度までに解体が済んでいます。また、平成20年度の厚生労働省通達を

受け、再度平成21年度に調査を行った結果、旧西枇杷島庁舎と西枇杷島会館の2施設において新たに規定された基準値を上回っていましたが、飛散のおそれがなく、人体への影響もない囲い込みの対策ができていたため、アスベストの除去は実施していませんでした。ただ、飛散性アスベスト含有建材の使用の疑いのある公共施設がほかにはないと言われると、100%ないとは言いきれないため、施設の大規模改修や長寿命化工事を行う際には、再度確認の調査を行う必要があると認識しています。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今、西枇杷島庁舎と西枇杷島会館の2か所に見つかったと。飛散量というのは、飛散量の量そのものから発病に至る度合いというのは明らかでないと言われて、少量であっても飛散はあつてはならないと、このように厚生労働省は発表しているわけですね。であるとするなら、この2か所というのは、今、岩田課長のほうでは、囲い込みをしてあるから大丈夫だということなんですが、これは全く飛散のおそれがないということが現状では言われるわけですか。いかがですか。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

アスベストの飛散を防止する方法は、アスベストを除去するだけではなくて囲い込みや封じ込めを行うことで飛散防止対策ができるとされています。調査したときには、暴露のおそれはなく、人体にも影響もない囲い込みであると判断したためアスベストの除去工事を行わなかったということで、議員もご承知のとおり、旧西枇杷島庁舎と西枇杷島会館については、現在もURと除却の協議を進めているところです。したがって、除却できる段階になりましたら建物の解体に併せてアスベストを除去したいと考えております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

再度確認だけど、今の状況というのは、板か鉄板か何かで囲ってあるということですか。要は、

アスベストにしてもいろんな種類がある中で、吹きつけや何かは最も危険とされてね、何かを貼っておかんと飛散するおそれがあるということなんだけど、今のURとの話合いの中ではどんなような状況にあるのか。この中を板で囲ってあるとか、どういうことなんですか。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

除去といいますのは、いわゆる取ってしまうということです。封じ込めというのは、アスベストは薬剤なので、飛散しないように固めてしまう。今、申し上げた囲い込みというのは、飛散しないように蓋をするというようなイメージになっておりまして、今現在、蓋をする状態になっていて、暴露等のおそれはなく、人体への影響もないということで判断をしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

であるとしたら、厚生労働省の通達では、これならいいでしょうというのは、お互いが話し合っただけで確認をしたものなのか、例えば、要は、誰が判断したかということやわ。あんたの目で見ても、これなら大丈夫だと。だけど実際には、現在でも肺がんや中皮腫の裁判はずっと行われておるわけやわね。今でも継続中のものがあるわけや。とするなら、今のところは安全だと誰が判断したんですか。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

この調査につきましては業者に委託しておりまして、業者の調査の結果ということでございます。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今後もそういったものはないか、また、飛散がしないようにぜひ怠りなくよろしく願いした

いと思います。

2番目をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問に対し、岩田総務部次長、答弁。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

次に、②番のPCBについてです。

各施設で発見され、旧清洲庁舎跡地の倉庫に集約して保管していた安定器や汚染物は、平成30年度と令和元年度の2か年度で全て処理を済ませております。なお、最近になり3施設でPCBが含有されると考えられる機器がある旨の相談がありましたので、令和3年度予算編成において対応することとしております。

ただ、それ以外にPCB含有器がほかにはないと言われると、これも100%ないとは言い切れないため、新たに発見された場合には速やかに処理の手続をしたいと考えています。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ないかと言われたらあるかもしれない、何か居直られたような気がするんだけど、そんなことは感情論はともかくね、2か年で処分した、30年度と元年度で。その処分したものはいかほどかかったんですか。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

清洲庁舎の倉庫に保管してましたのは、高濃度の安定器等になりますが、平成30年度で約2千500万円、令和元年度で約4千100万円を費用として支出しております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

7千万円だわね。そうすると、私、平成28年にこのことについて一般質問したときには、清

洲の庁舎跡に、今、言った安定器などが2千300キロぐらい残してあると。これを処分するに7千万円ぐらいかかると。これは今7千万円だわね。2千500万円と4千100万円と言われたわね。7千万円だわね。残りの大きなもの、安定器以外の例えばキュービクルとかトランス類、庁舎を解体したとか、それに給食センターを解体したとか、そのときにそういう大きなものが出てきたはずだけど、それはどうなったの。それが今の算出でまた含有する機器があるという意味なの、お願いします。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

高濃度PCB廃棄物には安定器・汚染物以外にトランスコンデンサーがあります。トランスコンデンサーは4施設において発見されまして、それぞれの施設で保管していたものについて、平成28年度に処理をしております。

以上でございます。

低濃度のPCBにつきましては6施設で発見されて、それぞれの施設で保管していたものについて、平成28年度と平成29年度に処理をしております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

金額の整合性からいくと全くつじつまが合わんけども、これはどうなってるの。要は、当初28年度に聞いたときに、安定器や何かで2千300キロ分で7千万円という話だったんだよ。

議長（成田 義之君）

総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

28年のときに整理をいたしましたのは私が担当でございますので、改めてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、いわゆる安定器、蛍光灯ですとかそういったところに入っている安定器は非常に部品が小さい機器です。それが約2千キロほど旧町時代からずっと保管がされておって、処

理をするということである処理待ちの状態であったわけでございます。

処理待ちの状態はどういうことかということ、今の細かい機器ですので、そいつを分解して有害なPCBだけ取り出して処理するというので、当初、国の計画でいきますと、地域ごとに、本市でいきますと豊田のほうで処理をするということですのでずっと保管をしておったところでございますが、なかなか処理施設のほうで完成、稼働せずずっと来たわけです。27年の時点で処理を進めないという国のほうの施策で、九州のほうで回収ができるようになったということで、九州のほうで順次回収をするということでスタートを実際にしたわけでございます。細かい機器を処理するには当然コストがかかるということで、先ほど言ったような金額が実際にはかかったということになります。電源装置のトランス自体はバケツ状態の大きなものでございます。その中にPCBが量的には大量に入っています。ですけど、それを処理するにあたりましては、簡単に言いますと、バケツの中に入っておる液体を処理するということなので、その処理は先ほどの蛍光灯や何かの安定器に比べますと随分処理の仕方が楽であります。そういった関係で、トランス類のものにつきましては、九州のほうではなくて県内の豊田でありますとか、あるいは北陸のほうでありますとか、民間も含めまして処理する業者があるということで、安定器や何かに比べますと単価的には非常に安くできるということで、それにつきましては順番待ちということはございませんでしたので、28年度、あるいは29年度で順次処理のほうをいたしました。安定器のほうにつきましては、先ほど財政課長が申し上げたとおり、順番待ちをしておりましたので、実際にはその年度になったということでございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

28年度の3月に聞いておるんだよ。だったら27年度にどうしてできるの。27年度に九州で処理したいというのは、27年度に「昨年、一部処理しました」というのは、このときの一般質問のときの答えじゃない。

議長（成田 義之君）

総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

言い方に誤解があると思うんですけど、実際に集約して処理の段取りをしようとして動き始めたのは清須市では28年でございますけども、国のほうの方針で、九州のほうで処理をかけましよう

という方針が打ち出されたのが27年に終わり頃になるんです。それを受けまして、うちのほうも集約を始めましたのが28年度。

先ほど言ったとおり、九州へ持っていかなくてもいいものもありますので、それは先ほど言ったように単価的にも安くございましたので、規定予算の中でやりくりできる部分がありますので、そういったところについては、順次、28、29年のところで対応をしたということでございます。安定器については九州のほうですので、エントリーをしまして順番待ちをしておりましたので、先ほど当初に申し上げたような年次で処理のほうをしたということだと思えます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今のトランス類や何かの大きなものは、例えば1個で100キロぐらいあるから七、八十万円かかるとか、安定器みたいな小さなものから比べたら大きなものの方がお金がかかるとあんたはおっしゃってみえたんだよ、その当時。今お聞きしたら7千万円と言うから、残りのものも入れて、当初、清洲庁舎に置いてあったと。だけど、ほかに今、言った安定器や安定器以外のトランスやコンデンサーの大きなものは、小学校やら今の春日庁舎にも置いてあったし、いろんなところに分散して6か所ぐらいに置いてあったと。大きなものは今後またお金がかかるから、7千万円以外にもお金はかかるでしょうとおっしゃってみえたんだよ。だって、そうやって書いてあるもん、ここに。

議長（成田 義之君）

平子部長。

総務部長（平子 幸夫君）

誤解があるかと思うんですけども、先ほど申し上げたとおり、細かい安定器については九州のほうで処理単価というのは当然示されておりますので、先ほど言った、結果的には7千万円弱の金額ということになります。

先ほど言った大きなものには確かに重量がありますので、運ぶにしましてもそれなりの運送費は当然かかります。しかしながら、先ほど言ったように、処理の過程については、トランス類については安定器ほどかからないということで、単価はうんと違いますので、そういった形で処理をしておるのが実情でございますので、よろしくお願ひします。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

議長、後で一度、時系列なものを求めたいと思います。これはこれ以上やっておっても時間がなくなるだけだからね。

それと、平子部長のほうからすれば僕が誤解しておると思っておるし、僕も平子さんがちょっと誤解、お互いに行き違いの部分があるので、これ以上言わないわ。後で一回またゆっくりやりましょうよ。

今、一体幾ら全部でかかったの。もう一遍確認をするけど、処理した分は7千万円なの。

議長（成田 義之君）

財政課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

先ほど高濃度の安定器、30年度が2千5万円、令和元年度が4千100万円です。それで、トランスコンデンサーは28年度に約300万円、低濃度のPCBが28年度、29年度で約200万円となっております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ようやくこれで7千100万円だわ。だから、最初に言っておったのと安くなったらいいんだけど、処分料が低く抑えられたのでよかったんだけど、当時と話が違うから、またこれについては一度またゆっくりやりたいと思います。

まだ、3施設で新しいものが見つかったということですよね。これからも100%でないということですよね。しかし、今、テレビや何かで、令和3年9月までに処分しなさいと言ってるけども、それはどうとらえるの。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

高濃度の安定器は令和3年度末まで、同じく、高濃度のトランスコンデンサーは令和4年度末

までとなっております、以前の調査といたしますか、今までやってきた中で高濃度は100%と言えないところがあるんですが、ほぼ処分が済んでいると思います。

低濃度につきましては、当初含まれてないと言われていたものが、平成14年度の業界調査で含まれているということが分かったため、今現在、大規模改修等を行ったときに初めて分かるという状況がありますので、100%とは言い切れないという理由がありまして、この先、出てくる可能性はあるとは思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

もう1つ、今のPCBに関しては処分をしてくれよと、テレビや何かの媒体を使って言っとるわけですね。民間企業や何かも、分からなきゃ地元の自治体に聞けど、こうやって今テレビでやっとな。知らん、見たことない。見たことあるでしょう。ない。テレビでやっとな。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

テレビで見たという記憶は私はありません。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

悪いけど、本当に皆さん知らない。やっとなだわ。間違いない。今度ビデオを取ってといてもええわ。

そういった相談というのは民間企業から地元、分からなきゃ自治体に聞きなさいと言っておるんだわね。それどうなの。そういった問合せというのは財政には来ないだろうけど、どこかの部署へ来とらへん。

議長（成田 義之君）

栗本部長。

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

生活環境課のほうでPCBに関する問合せ、相談は受けておるといことでございますが、現在、ここ二、三年は全然そういったことはない。事業所からも相談はございません。もし仮に生活環境課のほうに相談にみえた場合は、愛知県のほうで、今、議員がおっしゃった商業のほうも私は見たことがありますけど、愛知県に相談ということで、そちらのほうに市のほうから、こういった相談がありますのでということをお知らせします。すると、愛知県のほうが、どここの企業はこういったところに処分をかけてくださいとか、そういった回答が来るといことになっておりますので、生活環境課のほうでそういった相談は受け付けるといことでございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

その答えを求めておるわけですね。実際にやっとなるわけやわ。やっぱりPCBというのはご存じのとおり、岩田次長らの年代は分からんかもしれんけど、僕らの年代ではカネミ油症とかいってすごい問題があったんだわ。大変なんだわ。これが自然災害でどんどん流れとるとなれば市民だって不安なんだよ。

今これだけよそでは流出したとか、そういう話があった中で、本市はええかと今、言われたときに、さっきからのコロナの情報じゃないけども、情報開示は難しい。しかし、PCBだって市民からしたら一体どうなるとるんだと、忘れた話だけど。テレビがたまにそうやって流出したと言われると、本市のPCBはどうなったと、こういうことなんだわ。だから、ぜひ、そんな人ごとみたいに、また3か所見つけたと。まだまだ見つかるかもしれんで、それは私は何ともいえないような言い方をされたら、それは無責任過ぎへんかい、岩田さん。言い過ぎか。言い過ぎだったら言い過ぎって言って。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

機器につきましては特に低濃度が心配されているんですけども、低濃度は令和9年度末までなんですが、銘板等に情報等が明記してありますので、高濃度の機器は概ね回収してあるというふうに先ほど答えましたけども、特に低濃度の機器につきましては、引き続き施設の所管課に対し

まして最大限の努力をするように依頼はしたいなとは思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

それで、銘板に記載というなら、ずっと気になっとるんだけど、商工会や何かが設置した街路灯ね、下に蓋がしてあるんだわ。ねじで止めてあるんだわ。上から水が入っていっぱいになって腐って交換したやつもあるんだわ、昔、あんたは多分知らんだろうけど。その銘板の中にコンデンサーか何か入っていて、PCBが深められておるものが混ざったんだわ。それなら全部点検すると言っておったけど、点検した。これは土木かどうか分からんけど。

議長（成田 義之君）

土木課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田です。

まず、街路灯につきましては、ご存じだと思うんですけど、平成28年度にLED化しております。その際に、水銀灯及び蛍光灯で安定器等がつけられていると思うんですけど、それについてはそのときには撤去しております。そのときに撤去した業者等に確認しましたが、PCBが含有されとるような製品はなかったとお聞きしております。

また、美濃路とかで景観街路灯、茶色のホールがありますよね。そちらについては、議員おっしゃるように、蓋の中に安定器等が設置してあります。念のためそれも抽出ですけど、蓋を開けてのぞいたんですけど、記録どおりに撤去されていたというのが最近調査した結果でございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

中に水がたまって腐っとるやつがあるかもしれんで、腐食や何かもぜひ確認で見ていただきたいなことなんですよ。それをお願いできる。多分そういう話を聞いたから見に行かれたと思うんだわ。

議長（成田 義之君）

土木課長。

土木課長（飯田 英晴君）

もちろん財政課長のほうからその旨のご相談がございまして、時間がなかったものですから全検なんていうのはとてもできなかつたものですから、ある程度の本数を見たというのが現状です。

また、今、長寿命化におきまして、街路灯の点検を10年で全部やりなさいよというようなものがございまして、それを今、着手しておりますので、そういった点検の中で今後対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

最後の免震ダンパーのほうへお願いします。

議長（成田 義之君）

最後に、③の質問に対し、岩田総務部次長、答弁。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

最後に、③番の免震装置についてです。

市役所北館の免震ダンパーの経過については、6月の議会全員協議会で報告しましたとおり、信用できると判断をした国土交通省の外部有識者委員会の報告内容をもって基準をクリアしていない1本のみを交換するための準備を進めており、この報告をKYBから5月に受けた後、速やかに対応しているところです。新たに製造した免震用オイルダンパーの性能試験立会いを9月中に行い、12月中に免震用オイルダンパーの取替工事を行う予定です。

市民への開示につきましては、スケジュールが決定した後に速やかにホームページでお知らせをしたいと考えています。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今、市民への開示ということで、まさしく先ほどのPCBのことも含めて、ぜひ広報なりホームページなりで、関心を持っている市民がどうなっとるんだろうというのが1人や2人おみえだ

と思うんだわ。だから、ぜひ開示していただきたいということをお約束できますか。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

広報ですと編集や構成によるタイムラグが生じますので、先ほど答弁いたしましたとおり。

20番議員（浅井 泰三君）

いやいや、タイムラグなんて言ったらPCBなんかどうなるの。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

取替工事のスケジュールが決定次第、速やかにホームページで工事のお知らせをしたいと思っております。

PCBにつきましては、令和元年度で完了した旨の広報周知はしておりませんので、決算認定を広報する際にPCBの処理について明記できるよう調整したいと思います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

そう怒って言うなよ、早口で、聞き取れんがよ、こんな暑い日に。

免震ダンパーだけど、市長のところへ1か月半もたってから謝りに来て、市長が、非常に遺憾だというふうにおっしゃっていただいた後、翌年の2月にクリアしとるから、データからは1本だけだと言ってきたね。報道によると、その3月には外部有識者委員会というのを立ち上げて、再発防止を問うと提言しとるんだわね。ところが、5月になってもまだリーガルテックと免震境界が解析の結果オーケーだと、1本だけあかんで、あとはオーケーだと。でも、岩田次長のほうでは、何言っとるのや、こんなもん信用ならんで、もうちょっと確約のとれるものを持ってこいと言った結果が、翌年の5月までかかるとるわけやわ、1年間も。ようやく国土交通省が認定する設置した外部有識者委員会で1本だけ交換させてくださいと言ってきておるやね。この間のいきさつというのは、僕が全協でお聞きしたときも愕然ときたんだけど、一連の動きからは相手のKYBに対してあまりにも不誠実だとは思わんですか。いかがですか。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

今、浅井議員が申されました令和元年度の5月に民間の事業者が分析した結果が1本という報告を受けましたが、今、議員も申されましたとおり、財政課としては、そんな状況では8本とも交換してほしいということでお戻ししています。その後1年かかったということは確かに遅い対応だなとは思っております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

非常に不誠実で、これは工事費は無論無償だわね、この12月ぐらいにやるというのは。

議 長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

市からの持ち出しはありません。

以上です。

議 長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今、9月だけど、新しいものを製品で来たときに立会検査をやるのかって書いてあるわね。これは誰が立会いに行くの。

議 長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課の課長補佐が立ち会う予定であります。

以上です。

議 長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

数値を事前に確認して、どこからどこまでが範囲なのか、それをよく確認して、失礼な話がね、

行かれる方がどこまで機械的なことを把握しているのか知りませんが、ぜひその辺をしっかりと見てほしいんだわね。

もう1つ、この交通費はどうするの。どこが持つの。決めてある。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

最寄りの駅からはタクシーを使用するんですが、そこからはKYBが持つということで確認をしましたが、そこまでの旅費については、すみません、確認をしておりません。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

こういうのは全部向こう持ちなんですよ。よく確認してないということでしょう。確認したってくださいよ。一銭も持ち出しちゃいかん。ここから名古屋駅へ行くのも絶対いかん。許せん、そんなものは。お金は向こうから取らないと。それくらい不誠実なことをやってきておるんだからね。

もっと言うとね、迷惑料を取りたいぐらいだわ。どうなんですか。迷惑料は取れるんですか。請求してもいいと思うけども、どう。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

迷惑料については考えておりません。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

いや、考えてよ。

それと、どんだけ止めるの、地下。

議長（成田 義之君）

岩田次長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

それについてはまだスケジュールが示されておりませんので、スケジュールが決まりましたらお伝えしたいと思っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

仮にね、土日で2日間でやれるとしたら、まだ一般の来庁者には迷惑かからんわ。しかし、3日以上かかるとしたら土日を入れたとしても1日たりとも駐車場の動線から、もちろん地下駐車場は車は1台も入れれん。多分、エレベータも使えん。迷惑料じゃない、これ。それは迷惑料が発生するんですよ。こういうクレームについては十分お金が取れるんですよ。取れなきゃ取れないでしょうがないけど、だけど、請求するだけのことはやったってちょうだいよ。いかがですか。もしも答えにくいなら、副市長なり財政部長なり答えてちょうだいよ、請求するかどうかということ。

議長（成田 義之君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷でございます。

議員おっしゃられるように、当然、私どもの営業妨害というか、営業に支障があるということになるので、その辺は請求を考えていきたいというように思っております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ということなので、ぜひ、3千円掛ける50台分は止まったと、そんなふうに筋を立てて請求をぜひやっていただきたい。それくらい一連の時系列的に見ても、岩田次長が怒っるとるように僕もKYBに対して怒っるとる。あんた以上に俺は怒り心頭かもしれん。

以上、暑いで終わります。

議 長（成田 義之君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

以上で、一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

ここで告知をいたします。

一般質問の議事は全て終了いたしましたので、明日予定をいたしておりました一般質問は休会とさせていただきます。

本日は暑い中、大変ご苦勞さまでございました。

なお、次回の本会議は、9月3日午前9時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。

ここで散会いたします。

早朝よりご苦勞さまでございました。

（ 時に午後 4時48分 散会 ）